

575211.

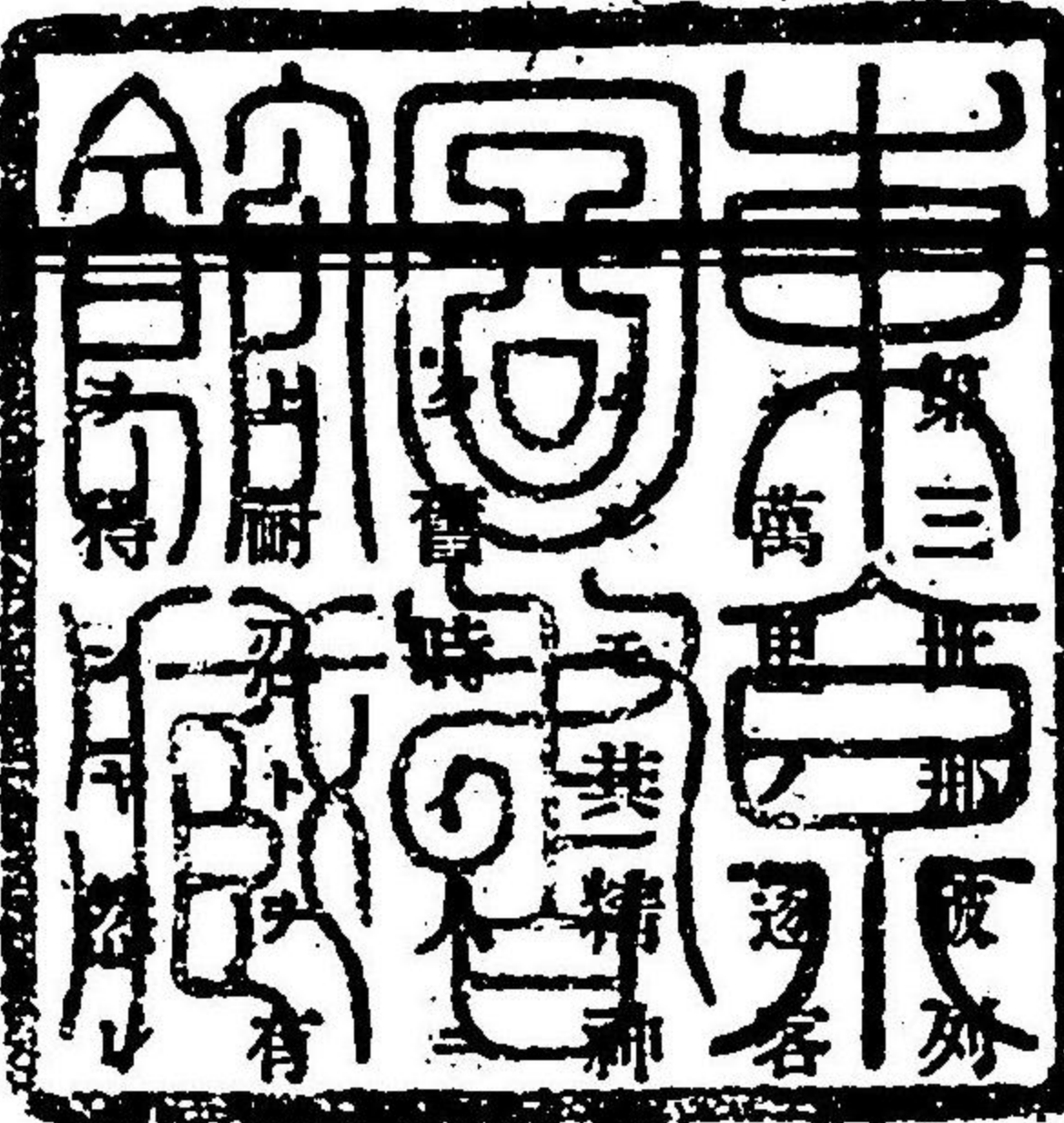


VICTOR HUGO

昭和二十年六月二十日 内務省交野 新聞

緒言

凡古今憐民愛國ノ偉人擧ガラズト雖モ彪翹君ノ如キハ
 殆ソ其比類ナキ者ト云フベシ君ガ佛民ノ自由ノ爲メニ
 第三世那波列翁ヲ專恣ニ抗スルヤ二十年ノ長キニ涉リ身
 萬里ノ遠客ト爲リ異域ニ飄零シテ無限ノ艱難苦楚ヲ嘗
 其精神凜乎トシテ愈固ク自髮鬆々形容一變シテ復
 非ルモ其志ハ依然トシテ逾テズ異常ノ氣力
 奮ル人ニ非ザルヨリハ何ツ此ノ如クナル
 君ガ偉人タル所以ノモノハ獨リ此ニ存セ
 ザルナリ君ハ一般ニ暴虐ノ人ヲ憎ミ不幸ノ民ヲ憐ム
 頗ル切ニシテ敢テ自國ト他國トヲ區別セズ又歐洲ト其他ノ
 洲トヲ問フテ無シ蓋シ人類ノ害惡ヲ除キ幸福ヲ進ムルヲ



以己之務為者大是也以其著書一也其出
 歐米邦國之固自其論之俟之亞細亞洲內之國々ニ於テ
 モ往々之ヲ翻譯シテ出版スル者アリ至ル處亦偉トラス
 我邦ニテモ已ヨ君ノ著書ヲ編述スルモノニ止ラズ
 然レモ歐亞相隔ツテ遠道ヨリ人情亦相近カラザレバ我
 邦人未タ此絶世ノ偉人ノ事ヲ盡知セザルモノ多キハ余竊
 以テ遺憾ナリト爲ス去歲米國新版ノ書彪氏ノ傳ヲ詳記
 スル者ヲ得タルヨ由リ之ヲ以テ經テ書ク佛國近世史ヲ以
 テ檢ト爲シ爾クモ此書ヲ編著スル下夫役アリ而シテ
 之ヲ世ニ公シテ予ヲ不覺モ人々他ナリ世人ヲ驚天憤民愛
 國ノ精神ヲ屬スル耐忍ノ力ヲ生ゼシメタル君人傳記ニ
 若クハ無キト傳スルガ故ナルノミ

編者謹識

彪氏愛國偉勳正誤

- 改攻孤孤。十七ノ八行、九行 敵ハ敵。十九ノ五行 阮ハ院。二十ノ二行 大ハ夫。廿四ノ
- 關ハ關。廿七ノ四行 小ハ小。廿八ノ七行 抵ハ抗。廿五ノ三行 居ハ寓。廿八ノ
- 詩ハ誌。卅九ノ十二行 幾ハ機。四十一ノ壹行 幕ハ幕。四十二ノ八行 共ハ之。四十四ノ十一行
- 疾ハ嫉。四十八ノ二行 愛ハ慶。四十八ノ五行 之ハ是。四十九ノ二行 毅豪ハ豪毅。五十二ノ二行
- 兩ハ後。五十二ノ二行 詩ハ數。五十四ノ五行 起ハ超。五十九ノ十一行 妙絕ハ絕妙。六十一ノ十一行
- 同。曰。六十二ノ五行

民衆愛國偉勳

嗚呼已矣嗚呼今也何有乎時也何有乎今也最早我々が爲

そなき術を商議を不きの時心あふ支彼れに已ま爲さる

欲する所を述べたり其事や共和政体は對し文明は對し自

民は佛國は對し異國は對し其事や共和政体は對し文明は對し自

すや彼れは嗚呼は我輩は自ら事を挑撥したり

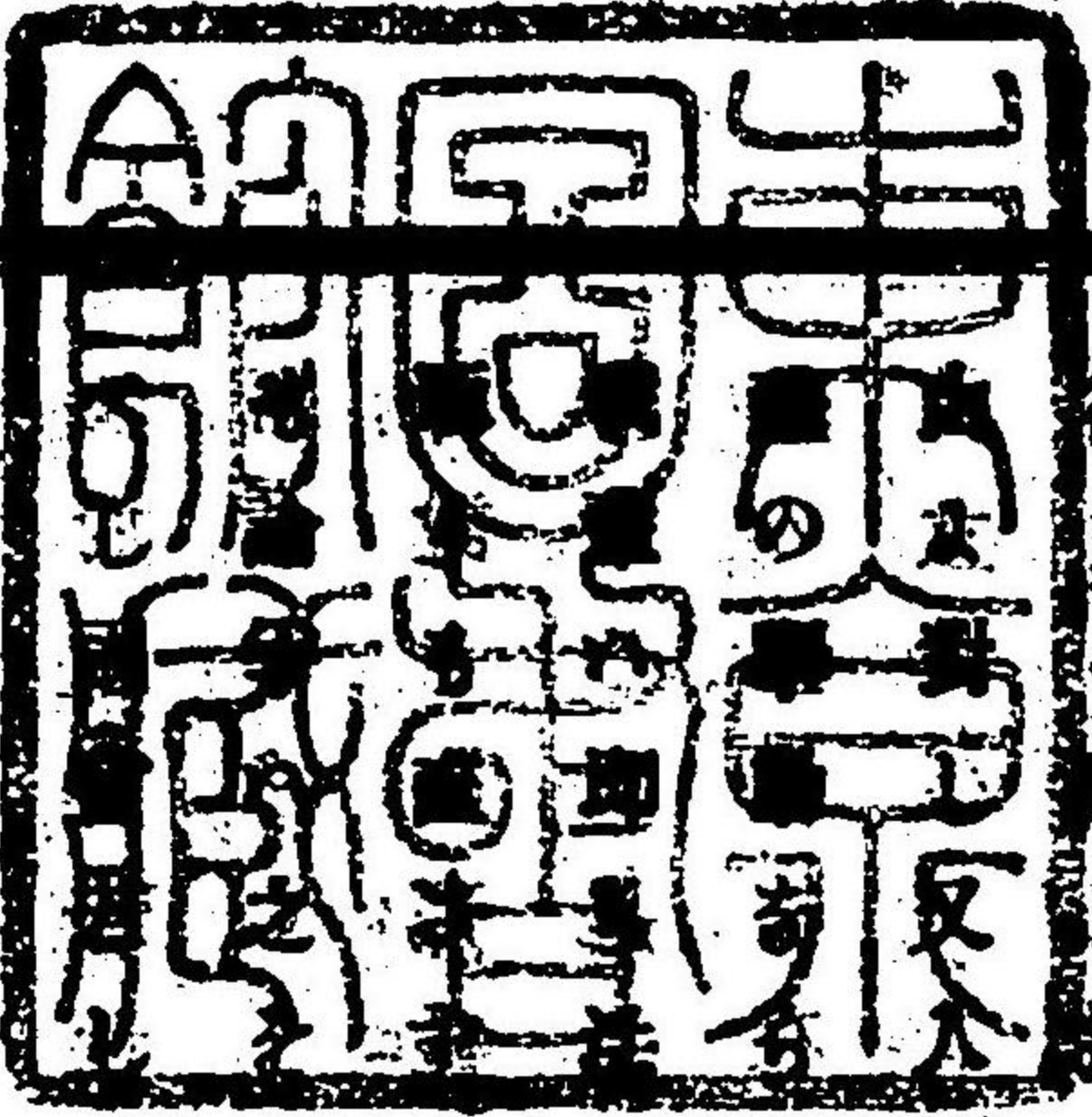
律あり否活たる規矩ある彼れ我々の銃砲の

論議も云ふべき其處否の豫知はべからざる

爲さるべからず第一は國會は於て論争と

進若し論議はたちを深げ進放中は於て論争をせし進放若

し果下したらぬまの墳墓は於て論争をせし是れ我輩代議



士の本分あり職務を盡しこれを忍ぶ爲を乞はれん幸と此
は是れ是れ密古多律彪卿君が一千八百五十年十二月三日
又於て第三世那破列翁の暴反詐僞の手段を論詰したる言
語ありとす。然るにこの第一の國會は、然るに、
却説その那破列翁の暴反詐僞の手段は如何なる事かと
釋するは是れ先き一千八百四十八年佛蘭西國の於て其
時の際に在りし路易非立と云ふ者を廢し假令は政府を
設立せたるも其政權を執る者々の内は過劇なる意見を有せ
ざる者あり又種和ある意見を有せざる者あり内訌互は仇敵
の思ひ起る爲の故なり之の理ある人民も自然は黨派を立て
て互は亂暴不法の暴動を爲す擾亂將さば測るれどもんは
烟登河故を兵力を用ひて縱かに鎮定したり其十一月二日

政体は共和制となし其大統領の權人民の撰びべきものと
し其任期を四年とし又輔佐官會の輔佐員の國會の撰
びべきものとす其任期を六年とし又國會の一局とし
て其議員を七百五十八人とし以て其政治を爲すべき事を
定むるに其翌月大統領を撰挙し得るは路易那破列翁の投
票を得て百三十三票を得たるは其後大統領となれり
を此回の争亂の原始とて悉くは釋せられ國會休題那破列翁
の撰ぶる比類なき多數を以て大統領となりしを雖も其後
の幾何國會の閣柄圓滑なるを能く其故如何と釋せ
るに那破列翁既に大統領たる要地を得たりしより漸く
に其爪牙を展べし此上の如何にもも第一世那破列翁帝
の遺志を繼ぎ宇内を席巻し其大業を爲さんとの大望を

四
懐き事々之れが爲めに地を爲さんど勉めたればなや然る
ま光陰や白駒の隙を過ぐる如くも流れ去りて一千八百五
十一年迄に於て其大統領の任期も最早残り少くになりけり
ハ那覇則翁の其最期已れは不利なき所の法律即ち大統領
の再任の其最期を後四年を経過するまわらざれば許さ
ず其の法律を廢せよとの議案を國會に提出せしめられた
事國會の固き立憲則翁の恣意を察知したる事なれば其
典の議りも動かす可き程を口實とし其法律を廢せしめ可
きと議決しなすければ那覇則翁の甚だ之を覺す此止の
力を用ひて強從せしめられた時を裏に其用意をな爲したり
ける事國會の固き立憲則翁の恣意を察知したる事なれば其
新米那覇則翁は其十二月終日の夜突然憲兵の一隊を以て

政府所属の印刷局を取り圍み職工等の外出を禁せしめ種
々の公告を印刷せしむ而して其翌早朝警視長官は其属吏
をして國會議員其他の志士を其居所に就て捕縛せしめ午
前七時に至るまで巴は議員十六名志士七十八名を捕
下したり時又國會議員中有名なる加威納古將軍拉末立憲
將軍及び得益氏巴越氏等も其肉を在りしと又兵を發し
て國會議事堂を圍ましめ議員の本會するを妨害且巴は會
し居たる者六十名を捕縛す其他府中の要處に兵を配布せ
しめ且前夜密に印刷せしめたる公告を所々貼付せしめ
たり其公告文の太要は即ち左の如し
國會は之を解散す
昨年五月三十一日制定の憲法は
之を廢す選舉總會の爲り来る十四日を期し憲人民を召

六
集す。輔佐官會は之を解散す。巴里府及び西恩洲は團
中亦在るものと指定す。大統領の任期四年を去る年
と改定す。内閣の責任の國會に對するを大統領に對す
るに改定す。右の他某々を内閣員に對して任命したるに
備へ人民の斯る企てあるとは夢にも知らず。曉來戸外の騒
々しきと殘夢を驚き覺され。由て街頭を伺へば。淫且者亦
驚お者あり。騒まざる者あり。其騒動一方ならざるも其の何
の爲めたるかは。知れざる。已にして所を賭博におぼし
の公告文を見出して始めて。那破列翁を討られたるを疑ふ
然るも事不意に起りたれば。其捕縛も漏れたる議員又ハ志
士と雖も其意中を語り合ふ。欲するも警吏の巡邏禁じ
く且。屢びして街頭家屋の壁に寄り終ふ人の足を止め群衆

集へる。おれば容赦なく之を逐ひ散らし。又ハ捕縛せしむ。故
を以て只空しく騒ぐのみにして何事をも能く爲し出さ
りし。實ハ人民の一大厄難と云ふべきあり。其時
彭輝君ハ此際所をお奔走して朋友知人を語らひ兵を執て
那破列翁をお抗せんことを誓ひ其翌三日一岸の機変を諸方へ
配布じ又ハ賭博したるが其機変を諸方へ配布する。其
事專ハ人民の機を憲法の保全ハ人民の愛國心お委す。路易
那破列翁ハ追放せられたる兵を執て謀反尤なる那破列
翁をお抗せよ其行政体方威を諸方へ配布する。其
と予認めたり其盡方ハ俄て市民の府中所をお兵を執て衛
兵をお抵抗したる者あるも皆破られて大事より至らず。是れ
那破列翁の防備充分行届き居たると事忽卒お起つて人々

戦備を爲その猶豫あきと有爲の人々多くの事の未發あ於て縛あ就きたるとあ因れりて不
斯て二日三日と過ぎ第四日の夜あ至てり府中も已あ鎮靜あ歸し復一人の兵力を以て那破列翁あ抵抗するものあきあ至れり彪翹君の切齒扼腕に堪えざるも那破列翁政府の追捕急よして身を置くあ所なかあしわかば其十四日を以て幸くも隣國比耳義の都府布拉西爾斯あ遁れたり然るも那破列翁の其九日を以て同人を國外あ放逐すとの令を發し且君を縛り又の殺す者ありたちんは二万五千法蓋克の金を與ふべしとの懸賞の公告を發したあ以て那破列翁が君を疾視し居たるを想ひ見るべし
正も時として弱あることあり邪も時として強なることあり

強弱其勢ひを異あする場合あ正と雖も邪あ勝つと能はず按するあ當時の佛國共和黨の其憲法を重んじ國民一般の自由を保障せんとするの外寸毫も私心なき者なき之れあ反して路易那破列翁の一身の名譽福利の爲めあ詐偽と威力とを逞ふして佛國を我が物と爲さんと欲する者なり其正邪の別あ至てり誠あ一目瞭然たるあ拘はらず愛國の志士をして一敗地あ塗れ復奈何とも爲すと能ひさらしむる者の勢なり斯くて那破列翁の此月廿日あ大統領の任期を十ヶ年あ延ばすべきや如何を投票せしめたるあ七百五十万の最大多數を以て延期あ決したり其翌年あ那破列翁専ら帝位あ即くの計を爲し其秋季中の自ら南部の諸州を巡回したるがボルドウの大議會あ際してり已あ明らか

お其帝位お昇らんと欲するの意志を表したり果して十一月
月お及んで全國お令じて其佛國世襲の帝王たるべきや否
やお就て投票を爲さしめたるに之を否とする者の機が
二十五万三千百四十五人にして之を可とする者の七百八
十二万四千百八十九人の多きに及びたり是は於て那破列
翁の十二月三日を以て新選帝王の威嚴を装ひ正肅なる儀
式を護けて巴里お入御するに至る意姦雄が風雲の機會お
乘じて民心を籠絡するを巧みなりと謂ふべし然るま當時
佛國幸お國で膨翹君の如き養わぬを臣賊不履の精神激乎
として動がすべからず身異域お流寓するも身体生命常に安
全ならざるも猶且一日も其目的を達するも怠らず遂に其
黨の弱勢を挽回して強となし國民一般の自由を姦雄拘束

の下より救ひ出さるるが最も力あかしの是れ偏る其研
恐努力の功お歸せんののみと云ふは其の事なり
膨翹君の佛國の少將膨翹の第三子なり母の名を索度と呼
び同國男得の船主某氏の女なり其少將膨翹君お太
謀たる時娶りて妻とす一千八百一十年武山孫府の僑居ま於
て膨翹君を生じ君幼おして虚弱生れて十五ヶ月間は其兩
肩軟弱おして其首を支ふに堪へざるが如く見えたが數
日其生命の危きこと且夕お迫りし事ありはも能く之を垂
死お救ふて遂に健全あるに至らじめたるも偏る其母が慈
愛の至情に因ると云ふ此時佛國の那破列翁勃奈巴多(即ち
第一世)を以て終身統領おあじ兵力を盛んおして歐羅巴を
風靡せんとし伊太里の如きは已に佛國の勢權の下お歸じ

勃奈巴多是伊國共和政の統領をも兼ねたる折柄なれば佛
 國軍隊は出て、伊國を屯在する者多し少將彪翹君は此際
 尙少佐にして伊國の島嶼を屯駐するを命せられたりけ
 れば慈母は彪翹君及び其二兄を携へて父に従つて伊國を
 轉住せり後又西班牙を轉陣したりけるが西班牙佛國の壓
 制を怒り干戈を執て佛軍を抗敵するの勢ある際は彪翹君
 甫めて五六歳なりき、
 此時に當り那破列翁は已る佛蘭西の素位を登り益軍兵威
 を用ひて歐洲諸國を壓伏せし人の國家を奪ふと囊中の物を
 取るが如く其專横の所爲至らざる所なむ西班牙も於て亦
 始め其王查理第四世を欺き相共み力を盡して葡萄牙を征
 服し之を發領せんと約したりけるが已る征服の跡を成む

せ幾は其約を履まざるのみならず其反の威力を以て西班牙
 王も進み之をせしむ其位を辭せしめ其子族如士爾勃奈巴多
 せして代きて西班牙王の位に即かむ是は先き少佐彪
 翹の已に太佐に進み聯隊の長たりしが是に至り昇官して
 少將となり兼ねて西班牙國南三州の總督に任せられ其國
 の反人勳賞馬を贈りて討も巧みは戦略を行ひ幾くならず
 悉く之を虜となし續て死刑に處むた其此際少將彪翹の家
 族は騎士立備宮殿中の一部に住むたりける其宮殿は第十
 七世紀の建築物にして華美宏壯人の心目を喜ばすは是る
 ものなりしかば彪翹君は其幼稚心に深く之を記憶し後
 壯なるに至り其絶妙なる詩章中を之を賦したりと云ふ其
 往所の華美宏壯なるを引替へて少將彪翹の家族は籠居寂

其の有様を以て吾らくは魯を送るなりける其故如何と云
 亦亦當時西班牙國人を擧げて那破列翁の非道を憤ると甚
 とし痛かよ之を曉かて賊を云々程の折柄なれば從て佛國
 人の來かよ其神を住す事責を忌み且憤ひの心あり之が爲
 其佛木の體を常養成して婦女童幼の如きは其邸宅外作
 獨行するをを慎みたるばな少將彭顯反賊を討ち平定
 して首府羅士立律に歸るよ及び其長子兩都將を國王如士布
 の職從となし他の王子則に要然及び龍顯君をも終るは國
 體の身分を爲さば其轉の益をして其國の貴族學校に通
 學せしむ然るに西班牙國人一統の情慮を學校の兒童に迄
 至其傾向を傳へ及び西國の學童は兎角は佛國の兒童を
 憎悪するは其方學童の間は數闘争の事を起し彭顯の兄

要然其面は傷を受くるに至る彭顯君後年其事を語りて
 同く西班牙國の地所爲は正體な事雖等其國の爲めに闘
 争せざる者なれば其難事を余幼時其親故あるを解する迄
 能はざる事也是は其國の國體を好愛する義必に出る
 る國體なる事斯るも千八百廿五年の歲曉迄其の聖年の
 歳首に西班牙國の形勢は甚だ危殆の有様ならぬなり
 那破列翁は魯國に敵對する其威大に衰えければ歐羅巴
 各國其國を其君位を再設し一國の義民志士蜂の如きに
 り雲集如雲に集ま我を對ねて佛國の兵を退以拂之とぞ
 云るは勢なきはば是は未だ數年の間を以て佛國を抑へて諸
 國の國を以て魯國の時機を待たる西班牙國も亦起て諸
 國の國を以て魯國の時機を待たる西班牙國も亦起て諸

國を離れて佛都巴里に歸り長子阿都爾のみ其父を從て西
 班牙に留まれば其妻の巴里に歸る事西班牙に於て相
 知る將軍律得の夫人小兒を其故宅に住し二族混同
 して頗る喧嘩の生活を爲せり戰國の習ひにて兒童まで予
 先國難の事を喜ばず其妻をば一國に遣はせり戰争の邊
 境を爲す夫も各處の道を行幸し到れり壁を穿て志を成
 守るに戰國の亂も甚き時運命た其西國の父を從ひ居た
 る阿都爾の十五歳ふして少壯とす父の參謀たる名義を
 得て少壯は加兵必國利國の國守を律得將軍最後の計勝
 を最後の一敗也と雖も其命を全す事能はば先もて巴里に歸
 歸り阿都爾の命を全す事能はば先もて巴里に歸
 運命た其西國の父を從ひ居たる阿都爾の十五歳ふして少壯とす

此時西班牙國人其獨立の國家を恢復するが爲め義憤
 勇烈殆んど他無比類なき程の狀を顯し婦女童幼に至る
 まで彼の歐洲諸國を服從して一身の名譽を偉大おせんと
 の目的より自己の臣民をして淋漓たる鮮血を注ぎ出さし
 めたる英雄(即ち那破列翁第一世)を對して干戈を執て紛起
 し何處の茂林草叢の中よりも銃丸を發射して佛兵を打ち
 斃さるゝ無く何處の峽路も伏兵充滿し何處の山嶺も
 愛國の人民ありて之を攻守せり斯る形勢あるが故に少
 將彭翹其孤軍を以て長く西班牙國中に留まると能はざ
 るより數十里の敵地を經過し佛境に向ふて退軍を爲した
 り今其困難なる有様を畧說せんは是迄西國首府馬士立德
 に來往せる佛民の男女老少其數二万人に過ぎたるが此際

西班牙國人の佛人を憎むと已み極点に達し苟くも機會の
 乘ずべきあらば男女を問はず老少を論せず手當り次第殺
 戮するの勢なれば少將の右の二万衆の生命を保護せざる
 を得ず宵に二万衆の生命のみあらず其運し去る財産をも
 保護せざるを得ず加ふるに其兵卒往々にして敵が水中に
 投じたる激毒の爲先に斃れ又痲病に罹りて苦む者多く爲
 めお甚しくも其兵勢を減じふり然るに少將の巧みに退軍
 を行ふて能く職務を盡しければ那破列翁の深く之を嘉尙
 せ更に少將に命じて得安威耳の司令官たらしむ是より先
 き那破列翁の魯國を敗して其國に歸り再び大兵を集めて
 其威力を恢復するの計を爲すに汲々たりしが歐洲諸邦國
 我族の英國を首唱者として魯西亞普魯西先づ同盟して

那破列翁を征討するの師を起し日耳曼地方に戦ふて互に
 勝敗あり壤地利の始め同盟國と佛國との間に立て仲裁の
 事に盡力して有しが那破列翁の勢ひ漸く縮らんとするを
 見るに及び乃ち大使を德勒斯達に在る那破列翁の本營に
 遣ひし言ひしめて曰く敵國皇帝の最早一刀兩斷の舉に出
 てざるべからずと爲す即ち同盟軍を助くるか否かの事は
 なお若し貴皇帝にして波蘭和蘭瑞西及び伊太里半國を放
 棄し黒你事の聯合を説き羅馬に於て法王所領を再設せば
 敵國の必らず力を貴邦に合せんと然るも那破列翁怒て此
 使を退けたるより壤國も亦遂に佛國の敵となり遂に德勒
 斯達の大戦を起して那破列翁をして一敗地に塗れ復奈何
 ともするに能はざるに至らしむ是れ實に千八百十三年の

事あり續て同盟軍は各處より防守を破りて巴里に進入し
 魯普二國の皇帝ハ先づ親から巴里に入り其元老院の議員
 を會して那破列翁の位を廢し之を以爾巴島に封じ移し二
 百万法藍克の歳入を得せしむ而して勃爾奔家の路易十八
 世を迎へて佛國の王位に即かしむ世之を勃爾奔家の再興
 と云ふ
 少將彪翹得安威耳の司令官たるや其市府將さ同盟軍の
 爲めを圍まれんとするの際ありければ死力を盡して敵を
 防ぎ最も勇敢の戰を爲せしかども衆寡敵せず遂に城を明
 け渡したり此降や敵に降るゝは非らずして佛國先君統勃
 爾奔家に降るゝあり何とされば彼の同盟軍は勃爾奔家を再
 興する目的にて佛國に進入したればあり而して少將彪翹

は此役専らハツス兵(日耳曼)の一邦に對して抵戦したるゝ
 其所爲は却て其國正統の君位に對する叛逆ありと云ふを
 以て糾彈せられたるが幸ひおして刑せらるゝゝの至らざ
 りき
 少將彪翹の夫人は頗る賢婦ありければ其家政何事も能
 く規則立ちて厘毫も紊るゝと云ふとあく殊に其兒童を遇
 するに於て嚴にして酷ならず細おして繁からず兼ぬるに
 慈愛と溫柔とを以てしたるが故に夫人の説く所の片言隻
 語も兒皆之を謹聽し其命する所の事の何たるに論あく兒
 皆之を奉承したりけり其一例を擧ぐれば其住家の庭園に
 數多の果樹あり夫人平常兒を禁じて其果を手を觸ると勿
 らしむ幼少なる彪翹其母に問ふて言ふ果實の地に落ちた

る時は如何夫人言ふ落ちたるまゝに棄て置くべし彪翹言
ふ其果が腐れんとしたらば如何夫人言ふ腐るゝお任せよ
其隣家お一個の天文學者住したりけるが兩家の庭園を界
する者の疎離の外には何物もあらざりけれを其人兒童の
隣園より侵入し入らんとを恐れ彪翹夫人お説て更お強堅な
る境塙を造らんと欲したるお夫人言ふ尊意を煩やすと勿
れ妻が兒の貴君の所有物を侵さるべし妻已お之を禁じ
置きたりと遂お何等の境塙も設けざりしも果して兒童の
隣庭お走り入りたることおらざりしと云ふ夫人の其兒を
以て及ばを限り廣く諸事を學知せしめんと欲したりけれ
お家内お讀書室を設けて種々の演劇書種々の科學書等を
備へ置き殊に其末子彪翹君をして勉めて之を讀ましめた

かけり同盟軍の佛國を侵入するも及んでは兒童ですらも
政治上の熱お冒され彪翹君の兄弟三人の其繪畫の書を抛
棄して只管お地圖のみ頭を集めて佛軍と何處も退きた
り同盟軍と何處に進入しよりと評し合へり此際彪翹君の
同盟軍の運動を知らんと思ふ必より知らず議らす地理學
お熟せしと云ふ彪翹夫人は勤王党にして勃爾奔家の再興を欲する者なり
しより同盟軍の進入して那破列翁帝室の破壊するは其喜
ぶ所おて時おの満足の意想を公然と言語の上お表はすと
もおりけり少將彪翹は那破列翁麾下の一將なれば其帝室
の破壊は取りも直さず少將一身上の大不幸なれども夫人
の王家に忠實なるの深きや何事の利害も皆王家に對比し

ては第三等の地も在るものと爲りたり此時彪翽君齡纔か
 ゐ十二歳なりけるが其幼稚心も巴里の宮園内も在屯し
 て鐵蹄を以て市街を奔馳する魯西亞騎兵に對しては友愛
 の情を有するとをば得ざりしも而かも其衣の扣紐孔もは
 勤王党の徽章たる百合花を挟み居たり是れ其慈母の欲す
 る所にして自からも遂に之を正當の事なりと信じて疑は
 ざらざり勃爾奔家再興の祝賀として大なる譙會の巴里に開
 かれたる時には彪翽夫人も其席に列なりしが已にして其
 夫の住する得安威耳に至れり然るに近日發生の事件に就
 て夫妻の間甚しく其説を異にし少將も夫人も其自信の精
 神動かすべからず双方共政治上の主義を調和するとを
 欲せざるより遂に一大風波を家庭に起して夫妻相離居す

るといふなりけり
 那破列翁第一世以爾巴より脱して佛國に歸るや其舊將卒
 は怒ちよして響應し其麾下に來集すると雲の如く又霞の
 如し彼の路易十八世の命を奉じ那破列翁を途も要し之を
 虜として巴里に携行すべしと迄に高言を吐きて出陣した
 る大將軍那伊氏の如きすらも舊帝の切々たる哀願を聞く
 に及んで其初めの決心に引換へ其率ゐる數萬の兵と共に
 那破列翁に服従したふければ那破列翁は一兵を損せず
 一滴の血を流すことなく巴里に進出し路易十八世と遠く國
 外に逃避し佛國の政權を再び那破列翁の掌中にお歸したり
 是を於て那破列翁は同盟軍が時日移さずして來攻せん
 とを慮り非常の神速を以て軍隊を編制し僅に一週日の間

お於て二十一万七千人の兵を得たりしに當時の歐洲邦國
 の勿論後世お至るまで人の皆大驚する所なり
 此際少將彪彪も奮勇に復したりけるが其未だ軍務繁忙な
 らざるお當り其二童要然及び彪翺君をして學舎お入りて
 寄宿せしむ是れ蓋し其二兒が慈母の膝下に在りて其思想
 を受け傳へ帝室に對して敵意を挾むとを防ぐの舉動とい
 知られたり二童の學舎お入るや其家族の生活上お慣受し
 たる歡樂を失ひ寂寞たる孤囚の趣を感じ殊も彪翺君は最
 も幼年なれば涕淚其顔を濡すこと多かりき此時要然は十
 五歳にして彪翺君は十三歳なれば童心の遷り易く日を経
 ると未だ幾ならずして忽ち其憂愁を忘れ却て學舎内の消
 光を甚だ愉快に思ふ程に至りけり斯くて二童は其同學の

群童に推されて帝王の極位に登り群童は則ち分れて二派
 とあり之に服従し要然配下の者は皆自ら憤と稱し彪翺配
 下の者を皆自ら狗と稱したりしが其分別の結果として兩
 黨の間お動もすれど烈しき争闘を起す事となり或時憤軍
 と狗軍との争闘中に彪翺君の敵黨の者熱情の極手巾を投
 石器として石を投ぜたりしよ其石彪翺君の膝を傷し一時
 の其足の不具となりんとを恐るゝ程なりけり然るも彪翺
 君は其自業自得たるを思ふが故に毫も其投石者の誰た
 るやを問ふとあかりし幼時よりして其既も豪強の心あ
 りしを見るべし此傷を療醫するの間君は學業を廢して自
 由の時日を得たりけきや病床お在りて其性來嗜好する諧
 謔の辭諷刺の詞若くは種々の詩を作りて其心を慰さめた

りけり此等の詩又之辭詞の類之固より悉く完備したる者
 非すと雖も蛟龍池中に伏するも己に大空に飛騰せんと
 するの氣あるが如くなりき彪翽君が幼時より於て其文才を
 顯ひたるに獨り此の如き小事に止まらずして勃爾奔家
 再度の興復の後君の路易第十八世が那破列翁の禍ひを罹
 りて國外に蒙塵したる艱難苦楚の有様を埃及人の事と擬
 して一巻の小説を作り成せり又寓意小説狂言の類までも
 筆を任せて書き綴りたりけるが總べて此際彪翽君の意思
 の其母の意思の雛形とも言ふべく那破列翁を憎んで勃爾
 奔家を愛したる君その童心より於て那破列翁の威名を慕ひ
 ざるより非ざれども慈母の常より之を救へて那破列翁の壓
 制家にして勃爾奔家は佛國正統の王家たるを以てしたり

十三四歳の童子固より其母に向ふて抵論するの權もなく
 又力もなく母の言は必らず真正ありと信じて一意に之を
 奉承し遂に衷心より那破列翁を憎んで勃爾奔家を愛する
 に至りしあり那破列翁の壓制家たるとは論もあきとなれ
 ども壓制の帝王に代へて更に勃爾奔家の國王を尊信せさ
 るべからずと云ふ彪翽夫人の論理こそ不可思議なれ然れ
 ども彪翽君已に壯あるに及ぶまで其意見を改むるの機會
 あらざりしと云ふ那破列翁再び佛國の政權を掌握して後
 未だ一百日あらずして瓦多爾路の敗あり戈折れ彈盡きて
 威力地に墜ち復た列國の同盟軍と鹿を中原に争ふこと能
 はず電馳して巴里に歸れば國民の望みも亦全く衰へ尊信
 の心の變つて憎忌となり廢位すべしとの議論器々として

起りしかば那破列翁の我が事最早爲すべからずと悟り乃ち告諭を發して言ふ同盟列國の佛國に敵對して止まざるもの他意ある非らず只余を除かんとするのみ今や余が政治上の事の既に終れり故に一身を彼れに放棄して其爲す所に一任せんとす而して余の余が一子をして那破列翁第二世の稱號を以て佛國帝位を履せしめんと欲す云々國會に此那破列翁辭位の諭告を得て之れに謝するの答辭を議決したりとい雖も其子を帝位に昇らしむる事をば承認せざりけり是に於て那破列翁の米國に走らんと百方計畫をたれども事成らず遂に英國に逃れて其保護を乞ひしも英政府之を許さず聖黑勤那島に幽囚して同盟國の監察官を附する事とあり一方は於て同盟軍再び佛國に侵入

して巴里を明け渡さしめ路易十八世を迎へて國政を執らしむ之を勃爾奔家再度の興復と云ふあり勃爾奔家再度の興復全く整ひたるは一千八百十七年ありしが此際恰かも巴里の大學校に於て年々の例に依りて懸賞の詩を募れり其題は各職者學業の便益と云ふ事ありけり蓋し王政の復古に因りて學業の便益とありしとの意を寓せるものぞ知られたり彪翹君此時歲纔かゝ十五年ありれども已に詩を熟し居たりければ一詩を作りて其募りお應じたり然るに其末尾に國家興廢事雖久爲我纔猶十五年と云ふが如き言句ありしより大學の判者の以謂らく十五年の小童何ぞ能く此くの如き好詩を作らん然るに偽り稱して自から十五年ありと爲す作者の如きは即是れ大學の

判者を輕侮する者ありと因て其詩の風韻絶妙あるも拘
 らず一等二等三等賞を他の詩の作者と與へ彪翺君の詩の
 名譽の賞辭を附したるのみ已ふして此等競争の詩を印
 刷して之を世に公するに及ぶや社會の公判めて彪翺
 君の詩を以て第一とあし大に之を讚美したり大學の報告
 書中にも彪翺君ある人にして果して十五歳からんふに大
 學に於ての必らず之を賞譽する所あるべしとの事を記し
 たり彪翺夫人の之を讀んで憤怒を發し書を彼の大學の報
 告委員來那嘔德氏に贈りて辨する所ありし其答書に云
 ふ作者おしで果して眞を説きしならんおは拙者の其人と
 相面知せんと欲すと夫人怒ること愈々甚しく直ち馳せ
 て彪翺君が寄宿する校舎に至り彪翺君を呼んで言ふ共よ

來れ我れ汝を大人なれと思惟して彼等の眞なることを信
 せざる人よ示さん我は懷中にて汝が生誕年月の証狀を
 有すと乃ち相共よ來那嘔德の家に至りしと氏は甚だ困却
 の体にて唯余は此童おして彼の詩を作るべしとは信じ能
 はすと説くのみなりき然れども來那嘔德氏の同僚中よは
 更よ慧眼の人々あり往々よして自から詩を賦して彪翺君
 の奇才を稱揚したり就中查得不蘭德氏の如きは言つて曰
 く兒は最秀なりと蓋し兒とは彪翺君を指すものおして言
 ふ意の彪翺君の詩の懸賞詩中の最第一となり彪翺君の名
 世に知らるゝ此時を以て始めとなす彪翺君の詩の
 彪翺君が此時代よ於て文事の功名を顯はしたるは實よ最
 のみならず君は其寄宿せる校舎を退學するよ先ち一の論

文を贈し又伯格波俄爾と言ふ奇異な事は就いて奇絶の小説を作りたり此小説を作らんとするは君は其同學の朋友と約して言ふ余は次回の文學談話會の席上と於て諸君の高麗を供するが爲めに今より二週間を出でずして之を完成すべしと果して其言の如くは此小説の精神とする所は壓制の下に呻吟する者を慰れみ難事苦楚を蒙むる者を護し義の爲み身を棄つる者を賞し殊に最も自由を好愛するものなりけり君十六歳にして豆圃就給ふ賞品を得たりけるが其詩は演維得黒冷華多冷と云ふ三人の姉妹が普軍巴里に入らる時之に東花を贈らたりと言ふを以て死刑お處せられたる慘恨極れる説話も甚きと作れる者な蓋本那俄列翁其威を歐洲大陸に振は其難國便諸邦國を蹂躪

也てより普佛の相憎むを最も甚しく佛軍の瓦多爾路も敗るゝや普兵の佛國の敗兵を運ふて殺戮を恣にし傷者の戦場も倒臥する者の勿論戈を棄て兜を脱して抵敵せざる者をも屠戮する程なりければ普軍の進んで巴里に入るや佛民の一敗の後固より力を以て敵すること能わざれども窺は切齒扼腕の状をなして普兵の公街も徘徊するも注目せり然るも右三個の姉妹の人民の公情も背きて心を普軍へ寄せたるより後遂に彼れの如き慘禍を招きたるなり彪翹君其奇絶の才を以て其奇絶の事を寫したれば夫をして感憤自ら禁じ得ざらしめたりと云ふ彪翹君の又麗理第四世の肖像建設も就て一篇の詩を賦したりけるが是亦絶妙なりとの評を得て豆圃詩社より黄金製の百合花を贈與した

り君此詩を作らんとする時其母胸膜炎は罹りて床に臥り居たりければ彪翹君と其兄要然と毎宵代るゝ母の枕頭にお侍坐して看護したり千八百十九年二月五日の夜の則ち彪翹君の順番なりけるが慈母の豫てより君が非常の詩才ありて後來其名を成すべきを期し頗る之を獎勵するの心あるより競争詩を寄投する期限は明日を以て盡くるとを知り問ひ曰く汝已に詩を寄投せしや否や君答て曰く事務匆忙未だ之を作らずと慈母之を聞て失望の色あり諄々として其怠りを責む已よして睡眠を就くや君は終夜机を對して詩を筆し翌朝慈母の睡起するを當ては整然として章を成せり乃ち之を詩社に送附せしむ第一等賞を得たりければ慈母は喜んで涙の下るに至りし事云ふ

豆類大學の次期總統詩は厄埃爾河邊の摩西(古聖人の名)の事を詠するものなかりけるが君の詩は又秀作なりしより歌頭は書を君に寄せて言ふと左の如し

拙者共貴君の詩を得て其才の異常よして後來文事の急々發達すべきを許し候十七歳の年齢よして此の如きは拙者共よ於て驚愕の外無之候中よは殆んど之を信すべからざる事と爲す者も有之位に候云々

已よして彪翹君の學業は大に進んで最早陸軍大學校に入ると堪ふる程に至りけるが君自から以爲らく軍人の生は吾が適する所よあらずと而して其兄要然も君と同心たりしより相共よ其父よ對して陸軍大學の入校試験を受けざらしめんとを請ふ少將彪翹は元より此二子をも均しく軍

人と爲さんと欲したるに及ばざればとも其請の至切よとて動かすべからざるを見るに及び止むを得ずして老を陳せり蓋し軍人の子よ申て文字の功名を得るに至る者の殆んど罕れなれば少將彪翹も亦其子が軍事以外は於て功業を成し得べしとの信せざりしあるべし是時より以後少將彪翹の其意も非ざる事業は従ふ三子の爲よ學費を負擔する事を絶ちたりければ彪翹君の自から學費を負擔する事となり乃ち其慈母の許を往きて其を棲住せしめ先き少將彪翹の喪職を承けて守俸給を受くるに至りしかば従て其職を承ける夫人兵給する金額も殆んど減半を減じたり故を以て夫々の其生計の費を節減するが爲に積貯低價なる僑居を購ひて處を轉徙せしめ彪翹君常務之業に従事す(千九百九年)

及はは十年の彪翹君が一生中最も忙しむる時なり其時重要の時なり其時即ち一方は於て其生計の費を節減するが爲に積貯低價なる僑居を購ひて處を轉徙せしめ彪翹君常務之業に従事す(千九百九年)を以て且夜夜泣きして倦まぬ其時忠君若くは宗教上の詩數十篇を作りて之を公刊し或の詩文を雜誌に寄投する等の事あり此際彪翹君自から編輯の一端を負擔する雜誌あり其號を守舊文學雜誌と云ふ此雜誌の彪翹君の兄弟三人を以て發行したるものなり採め約むる之は文稿を投寄する人をも少なきもの非ざれども蓋する記者の兄弟なりとを長兄阿部翹の雜文を筆し次兄要然の論文を筆し彪翹君の時歳十八年おして論文及び小説若くは詩を掲げたりしが其雜誌の三分の二は彪翹君の筆に成れりと云ふ

此時ふ際し彭翹君が日夜勉強の巻扇を忘れて快樂を感ず
 るの一事は其母の伴ふて否西爾兵の家より到り其美嬢と對
 し婉たる風容を愛慕するに在り已にして兩家の母親は此
 年少男女が眼波の注射を認めて其互ひに思慕の情意ある
 ことを悟りけるが双方共未だ結婚の年齢にあらざるに
 若し其愛慕の情をして深からしめんやの危害測るべから
 ずと爲し兩家相談の上一時其交通を絶ちたけり彭翹君
 其憂愁に堪へず乃ち詩を賦して自から愁む然るは斯くの
 如く其愛情の通路を塞ぎたる時陣の益を以て其情をして
 甚しからしめ之を消滅せしめて却て離盛ならむめたり
 彭君の一日彼女を見ざれば恰かも三疊の如き思ひあり情
 意至切にして自然に禁ずべからざる中常々百計を

案出したるは一心の凝る所の神算業は常に往々其目的を
 達するを誤らざりけり塞徳島地を語ふ君が作れる小説
 は情海の奇事を専らとし畏懼と危險とを冒して男女其
 情を通ずる有様を説きたるものなるが蓋し是れ君が自か
 ら経験する所を基き作れるなるべしと云ふ
 斯くて彭翹君の荷くも彼の人なくんば生も亦我れに用な
 しと迄に思慕せる愛情の通路を塞がれ公然として芍薬を
 採つて美人に贈ることを心得されども面かも將來合歡の
 幸ひを得べしと信じて毫も疑はざりしが其豫想最も間あ
 るの際俄然として不慮の事變に逢ふて戀々の情暫くは絶
 えたりけり慈母なる彭翹夫人隆胃の心遣ふとて打臥せ
 けるが續いて胸膜炎の宿病再發して漸次危篤の有様とな

且彫翹君が至誠の看護を以てするも其病の増進を請ふと
 能はず遂に千八百二十一年六月廿七日遂以て病没せし彫
 翹君及二兄の泣くくも其遺骸を葬りけるが殊に彫翹君
 の爲めふと夫人の啻お母たるの慈愛を垂れたるのみなら
 ず其薫陶を以て美を愛し善を尊ぶの心をも養成したるし
 程あれば悲哀の情更に一層の甚しきものありたり故を以
 て彫翹君と埋葬の夕べ再び墓地に至り悲悼胸は満ち嗚咽
 喉も迫りて徘徊しつゝも形容を措かず名稱を連呼して深
 夜までも立ち去り得ざりて遂に必しも其足自から
 此痛切なる悲哀を慰むる人ある方敢て向ひける彫翹君
 歩いて否西爾氏の宅前に至れば其家門よりして愛人亞得
 爾が花装を身に纏ふは踏舞するを觀め得たり此日の否西

爾嬢の護辰おとれば其父故らに彫翹夫人の死を蔽ふて
 告げず女の歡樂を妨げざらんと欲したるお依り嬢の毫も
 彫翹家の不幸を知らざりき翌日彫翹君喪服して來るに及
 び嬢と始めて彫翹夫人の訃を知り相共に涙を流して悲み
 且互ひに愛信渝ることなからんと説けり是より先き否西
 爾嬢も亦彫翹一般に兩家隔離の事を物憂しと爲し父母の
 注察を避けて竊かに彫翹君を偷見したる程ありければ後
 二三週おして彫翹君來り公然結婚の儀を言ひ出したるお
 際し言つて曰く妾も亦已に之を欲したりと否西爾夫妻と
 其女の決心堅ふして情意の切なるを見て之を拒むの力な
 きとを知れども彫翹君も否西爾嬢も此時一の資産おけれ
 ば君の職業よりして累一家を成すの難を生かすまを誓ら



く結婚を猶豫すべしと説諭せり此事續ひ君の志も満足あらざりしよもせよ而かも大に君が身譽を促かじたり此際彪舞君と殆んど其一命をも害すべき危險を求めたる一事あり君と其慈母を失ひたる憂愁を慰めんとして一日伯爵塞爾へ游行し或る茶店に憩ふて食卓の傍に在る新聞紙を手にしけるが切々たる愁心の爲めに悩まされて暫らく之之を讀まんとも爲さざりけり其隣座に一個の近衛兵卒あり彼れも亦新聞紙を讀まんともそれども君徒らに之を手おして離さる右の如きより彼れ氣迫りて突然傍らより其新聞を引き取りしに纔かお童年を踏えたりと見ゆる彪舞君と怒ると火の如くおして之を決闘を申し掛るに及び因て双方即日決闘の準備を爲し兵營附屬の予家を以て

く結婚を猶豫すべしと説諭せり此事縦ひ君の意も満足お
 らざりしよもせよ而かも大に君が興奮を促かしたり
 此際彪君と殆んど其一命をも害すべき危険を求めたる
 一事あり君と其慈母を失ひたる憂愁を慰めんとて一日伯
 兒塞爾へ游行し或る茶店に憩ふて食卓の側に在る新聞紙
 を手にしけるが切々たる愁心の爲めに悩まされて暫らく
 と之を讀まんとも爲さざりけり其隣座に一個の近衛兵卒
 あり彼れも亦新聞紙を讀まんとせれども君徒らに之を手
 おして離さる右の如きより彼れ氣迫りて突然傍らより
 其新聞を引き取りしに幾かお童年を踰えたりと見ゆる彪
 君と怒ると火の如くおして之お決闘を申し掛るに及べ
 り因て双方即日決闘の準備を爲し兵營附属の一家を以て



決闘の場所を備へし、彫翹君の隣藩大と近衛士官及び友人某の兩人と定めて決闘を行ひける。其第二回戦は、君と左肩に深傷を受けたり。相手の兵卒も既に一七傷人より其の最秀兒(彫翹君)の練名門詩に名譽を賺とせしより起ると前文中に在り)を傷したることを告げたるに大驚して叫んで曰く、我若し彼れが最秀兒たるを知らば我と彼をして我が身体を貫刺せしめたるべきに、其聲名世に高きと已に此の如し君が此傷を癒する凡そ二週日を費したり。此際彫翹君が生計の狀如何と尋ぬるに前にも説ける如く其父學資の支給を絶ちて以來、其居室の賃金と勿論總べて衣食の料をも自辨せざるべからず去り、逆多くの収入を得るの道なければ極めて貧困の生計をぞ爲したりける。或

る時之黄昏を待ちて麴包屋に至り一片の麴包を購ひ得て
 恰かも盗品を携ふ如くに人目を避けて家に歸り又或る時
 の腋下に書冊を挟みながら肉店に往きて豚肉を買ひ求め
 自から之を割烹して少くとも三日間の食料に充てあんと
 するが如きの通常の事ありし君が精神の憔悴として
 撓まず其將來を信するの心は固くして辭がす以て能く極
 貧に堪へて身を支持せり當時に於て君が収入する所の其
 著する小冊子及び彼の守舊文學雜誌より生ずる所得を併
 せて一年間の額僅かに七百弗ふに過ぎざること能はざりき
 既にして君の其兄の勸誘に従ひ其年奉作る所の小詩を集
 めて一卷に編成して公刊したるは其意圖の外観粗悪
 なりしに候す爾部の新新絶句の詩句を撰りて充満せむれば

巴里の勿論州都の人世は此書を愛重し其價且ます漸次
 聲價の著るに至るを致し爾後年々に衝動を加へて再三再四
 出版せらるに及びたり然る其書が當時の詩は其思想往々に
 して現時の人を以て可認せむか場場あるのあり是れ君が
 年少の際慈母の思想を受けて一書に勸爾齊家を敬愛し嚴
 酷なる加特力宗教を尊信したるが故なりとこそ知られけ
 れ後年君自ら言つて曰く余が少時の詩巻を保存し之を成
 年後に著したる共和主義の書冊及び各種の詩篇を並べ置
 きて愧なき所以のもの抑も故あり慈母の乳汁と共に我
 か身体に入りたる偏見と悟りて徐々之を排棄し偽よりし
 て真に遷るととは是れ概然人生の常事にして因て以て其
 心智を開發し社會の進歩に適當するに至らしむるものな

ればなりと君が詩巻を出板したるに當ては其年齢既に
 猶二十歳おして未だ人の猜疾を受くる程の場合お在らざ
 りしかば時の評者の異口同音お其詩を讚美し復興政府の
 榮顯者は力を盡して加護する所ありしに依り君が境涯は
 爲めに一變して幸憂掛からざるに至れり
 當時佛國の形勢を按するに勃爾奔朝は立ちて百政を執行
 すると雖も其興復の事たる偏に同盟列國の力に出て、國
 民の興望に成れるに非ざれば極めて孤立少なきの状お
 り而して國內には共和黨あり那威列黨あり殊お那威列
 翁は幽囚となりて孤島に籠居す譯せも兼だ死せざれば其
 黨は苟かに再興を希望して衆情も沸騰せしむて憲主其黨
 は類けんぞ彼勢ひ此の如き事も難くは在朝黨は自か清脆

弱を感し勉めて有爲の人物を求めて其助により朝憲を將
 來お保たんと欲するお汲々たり之を以て在朝黨は彪翽君
 の人物に於て大に望む所あるより之に仕官を勧めたり君
 おして若し其求めに應じたらんに目下の榮耀期し難き
 お非ず又其最も熱望する結婚の爲めに營々努力するの勞
 なくして容易く目的を達すべきなれども君の毅豪なる飽
 までも自己の技倆を信じ之を以て將來に偉功を成さんど
 想像し敢て其勸説に従はず卓然として獨立の地に立ち人
 の拘束を受けず其頭直立して何物の爲めにも屈せざりし
 は實に敬すべきの事にして君が一生中の狀況亦常に此の
 如くなりき

此時佛國上等社會に於ての將來名を成すべき見込みある

少壯者を獎勵加護する風習あり彪翹君をして其助力を請ひたらんおは爲めお貧苦を免れたらんこと必せり去れども君が獨立を尊び且自から信するの甚だ厚きや毫も他人に對して金錢の助力を求むるの心なく清貧に安んじ孜孜として勉力し衣服の如きは常服の外には只三枚の白襦袢を有したるのみなれども敢て其乏しきを憂へず已にして其僅少なる資本を以て綠色の上衣を購ひ得て交際場に臨む時は常に之を着したり當時の文學社會の人々は君が金錢の助力を求めざるの精神を嘉尚し金錢以外の事よ於て願ふる君が爲め力を盡す所ありき君が著したる詩篇の第一板の七百弗蘭克の純益ありしかば即時よ第二板を發兌するよ及び已よしして國王路易第十八世の特旨を以て

君が爲めよ年金一千弗蘭克を恩與したりければ君が貧境の忽ちよ變つて略一家を成すよ堪ふるよ至れり路易が此特恩の君が詩才の異常よして遂よの人世と裨益するの偉功を奏するよ至るべきを慮り乃ち獎勵の目的よ出てたりとの雖も他よ又一の原因ありたり之を如何と尋ぬるに千八百二十二年よ勃爾奔家を傾覆するの陰謀を企てたる者ありしが其党中よ徳倫と稱する一壯年あり此人は彪翹君が竹馬の朋友ありければ君は其追捕よ逢ふて窮迫するよを懲み一書を徳倫の母親よ寄せて言ふ余は縦ひ僑居の身分ありとの雖も猶傍らに餘房あれば君が兒をして來りて潛ましむべし余が勃爾奔家よ忠實あること人の知る所あるれば君が兒の潜伏するよの都合よかるべし云々然るよ

當時彪翹君の世事に経験あきを以て何心なく其手翰を郵便函の中へ投じ爾後兩三日間の彼れや來ると街角の物蔭に行立して往來の過客を注目してありしが徳倫の自ら警戒する所深きよりして遂に來らざりけり果して彪翹君がしたる手翰の郵便局より内閣へ回送し開封して國王の親覽を供したるは路易荒爾として笑ふて言ふ此少年は其才能のみあるを又良心を有せり貴ぶべき者ある哉年金者の欠位を生せり次回は必らず之を彼れに與ふべきありと斯くて其手翰の再封して名宛の個所へ配達し警吏の則ち一層其注意を密にしなれば若しも徳倫にして君が勸めに應じて來りしあらんより忽ちよして捕縛せられ恐らくは死刑に處せられたるなるべし後ち彪翹君此始末を驛遞總

官より聞知したる時より自己の年金の死刑の代料として賞與せられたるよりやと考へ不快の情感を起しつゝ總官の房局より退き出で是より以後の復た従前の如くは勃爾奔統國君の信を置かさりと云ふ君は著書の利益を加ふるは年金の収入を以てし家計較豊とありしが故は否西爾家に向ふて結婚の事を促がすま差支なく一方は於て其父お對して結婚の許可を求めたり少將彪翹の此際已は其子の文才異常なるを感知するに至りければ異儀なく其請ひを許るしければ遂に一千八百二十二年十月を以て首尾よく婚儀を否西爾氏の家へ取行ひ君が積年の望み此に於て全く遂けたり

一歡一悲の人世の常にして強ち驚くべきもの非されども

君が結婚の慶事未だ全く終らず其翌日朋友賀客を會して朝譚を開くの際俄か凶音を傳へて其兄要然が發狂したりと報じたるに實に意外の事變ありと言ふべく君が歡喜の心は忽ち之れが爲め破られたり要然の君が先たつとと兩三年已に詩人の名を得たりけるが發病の際机邊に詩篇の詩と一兩種の小説とを遺せり後ち評者の言ひ曰く此等の詩又の小説の要然一身上の不幸を表する雛形とも言ふべくして其意想極めて敏達ありとの雖とも而かも將來の不定あることを念々苦慮する有様ありと蓋し其發病に至りし所以の愛戀其意を達するまど能はざりしより鬱憂の氣質益々増進して遂に顛狂とありしものあり當時著名の醫師埃西給魯爾氏を聘して之を治療せしめられたれども遂

に其効なくして病の爲め斃れたるに悲むべし少將彪翹の君が結婚の儀式より臨まざりしも其第二子と永訣を爲すが爲め巴里に來れり其滯在中彪翹君が對し情意の懇到あるまど至らざる所なく先年其夫人と大小説を異にし夫妻互ひに吳越の思ひを爲し従つて怒りを其二童も及ぼしたる事も今の全く忘失せしが如くみ見えたり

君は結婚後益々著述に勉力し數月あらずして播徳島嶼の小説を大成し其第一板の一千八百二十三年に公刊したるが君の其賣得金一千弗蘭克を得たり當時佛國の風習にて少壯ある著書は其名を卷冊中み署することなくして出版するとありしかバ彪翹君も亦之を従へり此書一たび出づるや新聞紙上の評論の譏譽相半ばしたるが江湖の需求の

之が爲めよ却て甚だ増加し忽ちふして第二板を要するお
 至り書肆列各連多爾及び達累は一万弗蘭克の代價を以て
 君より第二版々權を購求したり此等の収益は大お君が家
 計を安樂おし是まで貧困の生に慣れたる年少夫妻の爲め
 おの恰かも寶の山お入りたるが如きの思おり此際國王の
 又た君が年金を増して二千弗蘭克とせしたりければ君の
 其狹隘ある僑居を辭して較永住するお堪ふべき家お移れ
 り少將彪翺の其第二子要然を葬りて將さに巴里を辭し去
 らんとするや彪翺君お別辭を述べて言ふ遠からざる中汝
 が不路易よ來りて相面會せんことを欲せと君之お依て千八
 百二十五年の四月中お其妻と前年生誕したる幼女を伴ふ
 て行旅の途に就きけるが行くと未だ遙かおらず其背後よ

り馳せ來る者おり彪翺君を認めて携ふ所の一函を授けて
 言ふ我貴家よ到りて之を交付せんとしたるお家よ在らず
 故お追跡して此お來れりと君其函を見るお國王の印璽お
 り開けば即ち名譽の位爵を授くる免狀たり後勒山達耳達
 摩氏の國王が此位爵を君よ授くるお至りし頃末を説く所
 に據れば始め政府の一併よ位爵を進むべきもの數人を取
 り調べたるよ其中よ彪翺君及び伊馬爾天の姓名ありけ
 り之を國王查理第十世お奉呈して獻覽よ供したるに國王
 の彪翺君と伊馬爾天との姓名を塗抹し給ひしかば此姓名
 を作りたる某大臣の大お驚き國王お對して連名中最も著
 名ある二人の姓名を除き給ひしお如何ある次第にやと問
 たるに國王宣く彼の二人の甚だ著名あるが故お他の者

共と一併するの不公平あり宜しく特別ふ之は位爵を與ふべしと遂に前記の榮典あるふ及びしと云ふ
彭翹君父の隱宅に到るや少將殆んど履を倒おして之を迎ひ其愛歡の情は握手の外は顯はれたり已おして君の細かお巴里出發の際に國王より得たる榮典の事を語り彼の免許状を出して父お示したるお少將の驚喜一層を加へ忽ち自己の軍服に掛けたる戰勳の章を脱し來り手自ら之を君の胸上に附着して深くも其功勳を賀したり此隱宅の風景幽清にして閑雅の境ありしかば君の其滯留間は一詩を作りて其有様を寫し出せり其意左の如し

連瓦掩屋 疊石成牆 牆繞四邊 堊色醜然
前山送綠 其影如滿 咫尺有街 庭樹隔之

宛然山谷 是我父宅 以武立功 養其老躬

君が父の隱宅に留まりしに唯兩三日の間のみありしと雖ども以て能く一家族の愛情を固ふを得たり此際君が政治上の意見の猶其父と同じきと能はせしめて君の深くも彼の路易第十八世の相續者たる查理第十世が登極の際其民お約して國政上許多の改正を行ひ言論の箝制を廢せんと欲せよと言ひたるに向て信を置けり
是より先き路易第十八世の久しく病床に臥して苦惱し給ひけるが其最後は臨んで阿爾多伊公お向て宣はく吾が汝に授くべき最好の遺物の即ち是れ人民に自由權利を與へたる免狀ありと蓋し路易第十八世の其天稟の才凡俗に超絶したるが上お數ば世途の艱難に逢ふて忍耐の力を加へ

たれば其在位の間ふ於て黨派激昂の勢ひ甚しかりしと雖とも常に穩當の政略を行ふて國民の歡心を収攬し以て緩かふ其朝憲を保つことを得たり是れ其最後の一言ある所以あり薨するの後彼の阿爾多伊公の查理第十世の名を以て佛國の王位に即き給ひしが其人たる前王に比すれば下ると數等自から一身を修むるを勉めず而して其宗教を信するや徒らに羅馬教僧侶の奴隸たるに過ぎず政治上に關しては始め人民に對して寛厚なる約を爲したるを拘りちを兎角に君主の特權を擅ふせんとせると恰かも猶先代の勃爾奔家諸王の如く遂に反て益す言論の自由を箝制し其他民權を害するの所爲往々擧がらずして一國の民を失ふに及べり

君が不路易の父家に滞在中國王查理第十世より其即位の大禮を利木に擧ぐるに會せよとの招狀を得たりければ君は一先づ巴里に歸りて後妻兒を家に遣し留め他の有名なる小説家查理諾德爾氏と同行して利木に赴きたり君の生れて國王の即位式を目撃すると今回を以て始めとするが故に其大禮なるもの極めて華美にして人目を歡ばしむるならんと思像し居たるに現場に臨むに際し國王が古禮に遵て大僧正の足下を拜伏したるを見て一驚を喫したりと云ふ君の此際他の有名なる詩人伊馬爾天氏に會合したるが二詩人の相共に大禮を祝賀するの一詩を賦して國王招待の榮を酬ひたり其詩の妙絶ある孰れを兄とし孰れを弟ともあし難き程ありければ兩詩人互ひに相尊信し知遇

是れより其深きを致し伊馬爾天の君が其棲住の地聖彼音
 多ふ來訪せんとを促しけるも君も快よく之を諾し査理諾
 徳耳も亦同行するとどあり當時も著名なる二詩人一小説
 家か相共も旅行したるの實も珍奇の事ありけり
 三對の文士同行して迷根も到るも及び相謂て同く亞爾伯
 山の一遊好機失ふべからざるありと乃ち豫じめ三個相共
 ん筆せる記行を出版し其収益を以て旅費を償とんと約し
 けり伊馬爾天空古多律彪翔諾徳耳の三士が筆したる書冊
 の江湖の喝采を蒙り大利を生すべきと勿論されば忽ちよ
 して其出版を引受くべしと言ふ者ありし不幸も此出
 版人の記行の大成するも先ち一身上の難事も逢ひ約を履
 んで出版を引受くると能はざりき然れども彪翔君が受持

の部分の其際已も完成してありければ某雜誌社の之を購
 求して其紙上も連載し爲めも世上の好評を得たり君の亞
 爾伯山の遊行より歸りて後再び文墨の勞も從事し千八百
 二十六年一月も新詩篇を發兌したりけるが其序文に於て
 文學社會が享有すべき自由の主義を辨論し先づ文學氣運
 の一變するの時期來れりと稱し從來文學社會の人が何派
 何風と云ふ事も拘泥し乙派を以て甲派の文氣を用ゆるを
 盜文ありと責め丙風を以て丁風の詩格も從ふを摸擬あり
 と賤む事の其理あきを論じ其派其風共も或る部類の專有
 物あるべからざれば何等の詩文も極めて自由あるべきも
 のど爲し遂も斷じて曰く其派其風の如何を問はず善且美
 なるもの善且美なり苟くも詩文の其良否を以て論ずべ

し派と風との異同を以て評すべからざるありと此くの如
 きの論の誠は穩當にして敢て他の詩文家と攻撃するもの
 にも非ざるよ此書一たび世に出づるや古風の詩文家の憤
 熱して様々よ君が意見を批評し往々よして罵詈を以てす
 る者ありき
 蓋し佛國の詩文の前數年間に甚しくも衰頽したるが其原
 因を尋ぬるよ帝國時代よ於ての著述家の聲音の砲門雷響
 の爲めよ壓せられ那破列翁第一世の詩人を目して唯巧み
 よ言辭を列ぬる者とし之をして己れを讚美せしむるが爲
 めよのみ必要なりと思ふたり加之ならず那破列翁の一
 年凡そ三十万人の壯丁を募りて兵となし之を驅りて砲煙
 彈雨の場よ用ひしなれば爲めよ詩人小説家をして空しく

荒原の草と消えしめたること其數多なるを知るべからず
 而して當時纔かよ其死を免れたる文士老年若くは身体孱
 弱よじて兵を爲るお堪えざる者のみ殆んど一時の文事の
 佛國よ滅絶せんかと思はるゝ有様ありしを以て君が發達
 の際其國の詩文猶衰頽の境よ在りたり是を以て君の其
 夫授の神才に因て大よ詩文を一變するの志を定め議譽よ
 關せず力を盡して彼の詩文お技術の理もれたる墳墓を發
 き之をして再び世よ出てしめんと意馳めたり
 君の此くの如く文事の衰頽の爲めよ吾風文士の憎忌を蒙
 ひるお當り更お又勳王堯の歡心をも失ふよ至るの事件よ
 逢ひたりける千八百二十七年よ巴里滞在の英使臣の夜
 會を開きて榮顯ある佛國の諸人を招待したりけるが其來

實の内ふの那破列翁第一世の爲めは貴族を封叙せられたる大將數名ありけるは其進んで館に入るや豫てより其の命意を受けざる紹介者の故らに其爵號を廢し單に姓名をぞ呼んだかける是れ其國が先年那破列翁の爲めは城下の盟ひを爲したるを報ゆるの所爲の知られたるが兎にも角も佛國全軍を辱しむるものなきしより諸大將の貴戚して出で去り其事忽ち四方に聞え慷慨漸く盛んありしかば彪翹君も亦其父の故舊が辱められたるを深く怒り乃ち無名の一詩を作りて縦に其國が現時佛國を跋扈するとも當時の佛軍の壞國を蹂躪し其王を軍門に降らしめたりかとの意を述べ其戰勝を得たる軍隊の偉功を稱揚して形容其巧妙を極めたり其詩の風韻氣格の人をして君が作た

ることを知らしめられたれば勤王黨を以爲らく勃爾奔家の國の力よりて佛國の王位を復したる者あり然るも君にして其國を憎む是れ勃爾奔家に對する忠義を失ふ者ありと君が同黨内已に此くの如き疑心を抱くも拘とらず君の徳までも佛國を凌辱侮辱する其國を攻撃して毫も貸す所なかりしより君の遂に其敵人の數を一倍するに至れり君が詩風の改良の其始め古風家の非難攻撃を受けたりと雖も文化氣運の然らしむる所遂に能く社會の嗜好に適したれば今や已に略ぼ其功を成したりと云ふも可なり然るも當時佛國の演劇の依然として猶其古風を守り改良を要すべき所尠からざりしは依り君の此際より専ら演劇改良に其意を用ふるに及ぶ所此は格米下佛蘭西と稱する

有名の劇場の理事者も提羅爾と云ふ人あり此人の元と一
 將帥の參謀たりしが少佐の職を以て退職し爾來意を美文
 術の一方に傾けたり其深き英國文藝の自由なることを愛好
 するよりして一定の風格も拘束せらるゝことを肯んせず其
 廣闊の心を以て各種の文藝も公平の觀察を下したり此人
 一日庭園君と闘ふて言ふ君何が故に演劇の文は其意を用
 ひざるや庭園君答へて言ふ余已に古倫空爾(英國の豪傑)の
 演劇文を草も始めたりと是提羅爾氏の當時有名なる役
 者提羅爾も非されば古倫空爾を拵するも足る者なしと思
 ひ乃ち之を拵さば庭園君も面會せしめ相共み改良演劇の
 事を談話したる事提羅爾馬基だ君の説も服し又自己の意思
 をも違へ違ふ君の作を演せんと約したりしお惜むべき哉

彼の此作未だ完成せざるも當りて俄に病死したり斯くて
 君の其協議者を失ひ頗る不便を感せしとい雖ども猶能く
 自から其精神を凝らし深く歴史上の事實を研究して古倫
 空爾の演劇文を成せり君が演劇改良の要點皆も歴史上の
 事實を寫し出そのみならず其人の氣質を探り意匠を究め
 て巧み之を綴り成して舞臺に演せしむるも有れば是れま
 で演劇場が慣用せる仕組と異ひして彼の古倫空爾ある豪
 傑にして威嚴ある所もあり輕賤ある所もあり或は專擅を
 好み或は自由を好み或は宗教を信じ或は之を信せざる等
 の有様を色々取り交せて作りたりけり而して君の此演
 劇文の序言に於て其主義の在る所を明かおしたるが一言
 以て其説を示さば演劇あるもの總べての現象を反射す

るの明鏡あり苟くも歴史上お於て又人の生涯お於て又人の
氣質お於て存在したる諸事の悉く之を寫し出さるべ
からずと言ふおあり又其言語の事お關しても君の又其序
文中お於て新お改良の説を立てし言ふ言語あるもの一
定不變おわらず年代異れば言語も異なり前の年代の言
語の後の年代の人心を感動せしむるお足らず故お作者た
る者の前人が用ひし言語を襲用することなく自から新た
お言語を選むべきあり唯其善巧ならんことを要するのみ
と然るも此序言の當時の評論家が驚々非難する所となり
諸新聞紙中往々おして攻撃の論を出す者あり君の固より
世上の非難を意とする者おわらざりしも其徒らお攻撃を
爲す者お對しての飽までも正理を執て強勁の反論をおし

たり新聞紙中當時穩當の意見を存すると稱せられたる具
陋佛の評して曰く古風と新風との争論の未だ決し易から
ざる一事ありと又他の新聞紙もして君が意見を熱心お贊
成する者も尠からず遂お古倫空爾演劇の序言の當時佛國
の少壯人士が着目するの一物といわれり
少將彪翹の查理第十世の政府より復職の恩命を蒙り其職
相繼の位階榮典を受くるに至れり已おして長男阿部爾が
結婚の儀式お臨むが爲めお不路易の隱宅を出て、巴里お
來りけるが續いて暫らく都下お滞在して兒孫の歡情を享
けんとぞ思ひ定めける彪翹君の既又一男一女あり近比又
第三子を得たりければ少將の日毎とに其兒孫を見るが爲
めお君が家の一房お寓したり然るも其老境の歡樂永きと

能はずして一宵君と食膳を共みして寢に就きたる後中夜
 お至りて俄かお中風症を發し溘焉として長逝したり君の
 是より先き一兩月其妻の母否西爾夫人の死去を悼みたる
 お今又此大悲傷の事お逢ひ君が一生中の悲事常お樂事お
 伴ふ者の如くお見へたり
 少將彪翹の拔群なる武人なるのみならず兵事上の著述家
 たる名聲も亦小おさらりけり得安威耳籠城日記及び自由
 勞役者を以て黒人の奴隸お代る策論と未だ出版せずして
 死後お其稿を遺せり其已お刊行したる者お就て西班牙
 戦記の甚だ明瞭詳密なるが故お世人今お至るまで引用書
 として之を貴重す其一生中最も力を盡して著述したる者
 の諸城塞お關する論文なりしが或る外國政府の其書の功

用著るくして自國お不利ありと爲し竊かお巨額の金圓を
 餌として少將より其版權を買ひ取り其出版をなさやらし
 めんと試みたりしお少將怒て之を斥けたりと云ふ面して
 此書お遂お佛國政府の望みを以て官お収めて保存せるこ
 とおなりき

彪翹君が著したる古倫空爾の演劇文の巧妙ならざるおの
 非されども餘りお長きに失したるが故に實際之を舞臺お
 演すると能はず其功の唯改良演劇文の模範を出したりと
 云ふお止まれり改良演劇文を始めて舞臺お演じたるの千
 八百二十九年の歳首にして彼の格米丁佛蘭西の理事者提
 羅爾氏の衆心の愛好如何を試むるが爲めお亞歷山達馬氏
 が作なる顯理第三世の改良演劇文を其舞臺お演せしめた

るゝ大々公衆の喝采を得たり君の此時その劇場に臨んで喝采を受くるの有様を目撃して大々自強の心を生じたりければ忽ち其作者達馬氏を顧みて言ふ次回に余が順番なかと爾來其心中に蓄積する所の材料を以て一の劇文を作り出せり纏べて君が著作の豫じめ患者を凝らしたる後にあらされば筆を執るとあきを常とし詩文ども殆んど添削改正の痕跡を顯はさず憲想定りて筆從ひ易々として紙上を行を成すに至る是を以て右の劇文も驚くべき程迅速に稿を脱したるが其有様を説んに千八百二十九年六月一日より稿を起し十九日に已に前二齣を終へ二十日は第一齣を始め饗食を廢して筆を執ると二十四時間及べり二十四日に至りて全文完成したりと云ふ

君が新作なる木立思慮駢倫と言へる演劇文はその前作古倫威爾の經驗を考ふる所ありて極めて意を盡して舞臺の劇技を適當するに至らんとを期し且前以てその決心を夫も告げたり已おして其作の大成したりと云ふ事四方お聞ゆるお及ぶや知人中聞ま豫め文學社會の高評を仰かんと言ふ者も多かりければ君の終おの會堂に於て其演劇文を誦讀することを決したり當日の巴里に文名ある諸人の何様なる新作にや其巧否の程の如何にぞやと我もくんと來會しければ其人員の甚だ多かりしが就中最も著名なる者の達馬氏外十五人ありける然るに其文を誦讀すると一回滿堂の人齊聲に之を讚美して已まざりしかば君が歡喜譬ふるゝ物なく國王招見の榮を得たるよりも更に其満足

を感ずると多かりしと後日自から説話せし程あり來會の
文人中達馬氏の最も淡泊にして猜疑心なき人なりければ
甚だ熱心よ之を讀せしが後ち其記したる一書よ言ふ所左
の如し

余聽聞中驚嘆自から禁すること能はず然るも此驚嘆
たる音よ驚嘆のみならず悲傷の念其中に混和したり
是れ如何とされば余の自から此くの如き痛切の文藝
を得ると能はずと思ふたればなり余と其時提羅爾の
隣席よ在りしに彼の人語讀終りて後余に對して可否
の説を問へり余答ふるも此文の必らず彪翹君の最美
の作あるとを以てしたり其文や若々老練の達境あり
て少壯者の往々免れざる誤謬の一ヶ所もなかりき余

は因て彪翹君を賞して曰く僕文漢に欠く所ありて君
の好文の爲め壓せられたり若し僕よして十年の歳
月を費して君が文風を得るとを得ば斷然として自か
ら筆硯を燒て君が旗下よ從とんと

已にして來會の文士散じて家に歸りて後は其往く所とし
て木立思繼路倫の妙作たるを説かざる者なかりければ忽
ちよ社會一般の評判となり各演劇場の持主理事者は我れ
先きよと君が家を訪問したり第一よ到りしに阿徳哈恩劇
場の理事者哈西勒爾氏なりしが其室よ入るも及び彼の劇
文の草稿あるを認め乃ち自から筆を執りて其表紙よ書し
て曰く千八百二十九年七月十四日阿徳哈恩劇場之を引受
くと暫らくして君出で來り此劇文は已に格米底佛蘭西の

理事者提羅爾氏は質入れとなり俳優米爾馬爾斯が木立思の人物を扮する筈なりと告げたるは彼れ甚だ失望して去れり後二日波兒得撒音多馬爾親劇場の監督若駱斯内爾氏來り應接室にて君は面會せたるが此人の數年來其芳名を聞きたる著述家と鬚髯だもなき少壯者たりとは夢にだも思はざれば君に對して説く吾れ冀くは貴大父に面話せんと君之に答ふるに父は今より前々凡そ一年は死去して世に在らず去りながら貴君の此に來りしは必らず吾れも用事あるが爲めならんと言ふことを以て其人驚き且つ言ふ願くは木立思德駱倫の劇文を得ん君言ふ前日哈西勒爾氏來れり然れども彼の人すらも已に晩かりき何とあれば格米底佛蘭西劇場に於て之を演ずる筈なれりなりと若駱

新内爾氏言ふ君冗話すること勿れ其未だ舞臺に演せざるを當りて之れを孰れの劇に演ずべしと言ふも實は不定の事たり冀くは余が姓名を哈西勒爾氏の次きは配せしむべし聽べて來る所の諸人の次きと雖ども亦妨げず或は實際此劇文を演ずる者の第三番目も來りし我々ならんも知るべからず也然るも其言果して違はず彼は事變ありて君が是の劇文は是より二年の後ち若駱斯内爾氏の劇場に演ずるに至れり

古米底佛蘭西の劇場に於て木立思の劇文を引受くるや其情熱の盛んなるを譬ふるは物あく未だ之を演せざるは已ま千万金の収益を得たるが如き思ひありて夏季の間その演習を始め夫れは役割等も定め道具仕掛の準備も全く

整ひけるふ忽ちふして風評を起して言ふ監察衛局は該劇
 文の旨趣よ干渉して其演劇を差し止むるならんを果して
 其説の如く監察吏人等の其有る所の無用の職權を依頼
 せしめて曰く此劇文の第四齣中先王路身第十三世を
 稱して甚だ孱弱なるが上り迷妄ふして且残酷なりと爲せ
 り是れ公衆をして輕賤の念を生せしむる者にして即ち亦
 今王查理第十世を辱むるものなりと乃ち難め此演劇を禁
 止せたり是より先き理事提羅爾氏の監察衛局の愚蒙なる
 所爲を経験して能く之に慣れたれば豫め之を測りて
 其事を應酬君お注意せし第四齣の文章を變換せしと説き
 も書君の其最も細心お筆を執りたる歴史上の精密なる事
 實を抹殺するを肯んせさりしは當然の事なりと云ふべ

も是も於て君の是迄再三演劇社會が手強き行爲を以て監
 察衛局の壓制を免れざるを聞知も雖も彼の達馬氏の
 作顯理第三世の劇も始め一たび禁せられて後遂に許可せ
 られたるを實見したりしが故に大臣德馬爾的虞納古君
 の會見して論辨する所あらんと決意したり此大臣の像て
 より自由主義の傾向ありて文事の友たり兼て獨立の政治
 家と知られけるが其爲め却て今の勢力の次第は漸く減衰
 せんとするの際に在りき彪翹君此夫に面接したるは監察
 局吏と署同一の見解を下し甚だ冷然たる待遇を爲して言
 ふ此事たる國王の祖先に關するを以て國王は非ざるより
 は此上何とも裁斷の下すべきなきを遂に會見の局を結ば
 り然るに理事提羅爾氏の君お勸めせ置る遺言を請ふ所あり

るべしと言ふが故に君の最後の手段自らも國王の賜も
 直ちに辨説する所あらざると乃ち當時の禮貌に從て身は朝
 服を著し腰に劍を帯びて聖古陋徳の宮廟に到りけるお扣
 威を於て待つこと數時間の後ち編纂の業内せよれて國
 王の面謁したれば彼の劇文お就て辨するとは是迄已お他の
 人々を辨したる旨趣の如く此は是れ果お文事上の意見を
 以て路易第十三世の人と爲るを有りのまゝに述べたるも
 のよて其後胤たる人への些少の關係あるものお非すと辨
 したり然るお此際查理第十世の國民の自由を抑壓して自
 己の自由を恣おせんとするの折柄おして其賢良なる宰臣
 馬爾的虞納古を黜けて以て著名ある森臣捕利虞納古に百
 事を信任せんとするの意思ある時なれば其事擅ある

恣想を此少年時人(彪)お公然と表白するを懼らざりけ
 り始め國王の此劇文の我が祖先お對する道徳に妨害あり
 どの主意を以て拒み給ひしを君の明かお之を辨解したり
 ければ王の更お恣想を轉じて此度の政治上お有害ある點
 を以て論じ給ひ祖先の遺骸を其墳墓に隣らす時の還お人
 心を奮起し先代の如き革命の變を生ずるを畏るゝと宣ひ
 且又言論の自由の此外よもあるものを之のみを停止した
 りとて何の失徳たるべきやとの意をも示し給ひければ君
 の人心の赴く所止め給ふも止むべからず唯能く之に從ふ
 ざる明主の美德おれとまでお理を盡しお辯説はれども其
 功遂おあらずらばはらざるも其の功遂おあらずらばはらざるも
 此時お朕も查理第十世の已ぬ其事擅の本質を顯はしお他

此の意を聞かず又諫官を用はざしむるも君自ら
 自ら仁徳あるの風様を示すと勉めたり此を以て王の一
 方お於てハ斷乎として君が木立思徳歸倫の劇文を其治下
 にお演することを禁じ給はら他の方には於て君が爲す何等
 かの報償を與へて其心を慰めんと思ひたりしかば乃ち君
 にお對して汝が年俸二千弗蘭克を増して六千弗蘭克と爲す
 べしと宣ひしお君の即時お思慮を定めて之を辭したり此
 事忽ち世お知らるゝや政府黨の諸新聞紙ハ孰れも皆怒氣
 を顯のじて君が所爲を非難し文士たる者おして國王自か
 ら與へんと宣ふ物を擯斥して受けざるハ敬意を失ふなり
 と論じ之に反じて反對黨の諸新聞紙ハ君が意を決して辭
 じたるを甚だ讚稱し又君と同志を改良の新黨を努力す

諸人お或り讚美の詩を作ら或る團體の文章を成す之を
 君に贈れり斯く當時の詩人或る士の聲援を蒙りたりと雖
 も面おも以て彼劇文を劇場に演ずるを能はざりし提羅爾
 氏の如きは冬季の収益を全々其劇文に期し居たるは今や
 望み既又絶えて大息の外あく偶々彭翹君にお對して嘆じて
 説く吾れ尋常一様の劇文數種を有すも雖も敢て論するお
 足る者おも無一物と言ふも可ありと君言ふ諸お意とする
 勿れ余更に之を作らん而して其事九月中お在るべければ
 十月一日を期して余が家に來訪せよと提羅爾氏此約言を
 記して其日は君が門戸を敲きたるに君の果して哈爾那尼
 と題する劇文を授けたり君が此著述の九月十七日より始
 まり廿五日に至りて大成したるが格案應佛蘭西劇の人々

が之を得て大歡するの状と前劇文の時と異あり然るも
 是も亦再び監察衛局の干渉する所とありしが幸ひに君の
 監察衛局が政府に上申したる一書を得て其故障を申立た
 る文中の言句を知りたりければ乃ち此等の諸點を書き改
 めて更に其監査を請へり斯くて監察衛局に於て其長官
 の面前に於て此劇文を朗讀したるに長官は此劇文を甚だ
 愚蒙の著ありと稱したれども之を禁傳すべしと判決せ
 ざりければ格米底佛蘭西劇にては遂に其演習を取
 りたり此演習聞ふ於て動もすれば國清もらざる事件の生
 じたる所以を尋ねるは俳優の申往々はして改良劇文を好
 まざる者あり就中木爾馬爾斯女俳優の如きの五十年間も
 演技を事としたるは拘りらざる劇文の如き所なき依

然もして演技の善態を守り公然と其新劇を嫌思ふるの
 意を顯わしたりければ演習中突然其相手の俳優に言ふ
 諸ふ恕せよ妾令作者に言ふべき事ありとて舞臺の下に坐
 したる人々を見渡し彪翹君何處に在るやとて君の面前に
 來り臺詞の其意を適せざることを難詰するの類時々之れ
 あり始め君は丁寧に辨説して其意を降らしめんと欲した
 れども再三此くの如き事あるに至り君は遂に俳優をして
 尊意を己れに失はらしむるが爲めに木爾馬爾斯に向ふ
 て若し我が文の意を適せずとあらば此劇の役目を辭し給
 へと言ふに及び此女俳優は是迄世界の劇文者をして己
 れが技藝の下に屈せしむるに慣れたりと雖も今や全く尋
 常以外の作者に逢ふて我意の張り難きを悟り是よりの甚

だ敬意を君に表じたりと云ふ。ハルニの新劇文將さに行われんとするお及ぶや古風の作者の百方力を盡して之を妨げんとしたるが其意他あし是れまで其作文を劇場に給するの務を失ひざらんとするに在り就中古米底佛蘭西に劇文を給し來りし古文士七人の連署して國王に請願して言ふ此劇場にハ新風の陋拙ある作を演るとを禁じ依然として眞成に善美ある劇文を作る文士の爲めにのみ存立せんと然れども國王の之に答へて文事に關してハ朕も卿等と均しく觀覽者の中は在るに過ぎざれば奈何とも爲し難しと宣ひたり彼等の是れにも屈せずして種々に官權に依頼し若妨害する所あらずか猶飽き足らずやありけん新美の演習申は番表の眼を掠

めて場に入つ何處にか潜み居て仕組の概要を知り賤賤嘲笑の詩を作りて世間に流布せし等の所業少ながらす加之あらず此新劇を格米底佛蘭西に演ずる數日前に其劇文の少しく變更したるを巴黎此爾劇場に携出したるが是れハ全く監察衙局の手より出せしと云ふ事明かに知れたりければ君の一書を局吏に贈りて其事を詰問するに至れり猶きよ君が前作木立恩徳倫の禁停せられたるが上に今又此新文演習中に右の如き事件あるよりして巴黎全都の人情ハ極度に其劇文に就て珍奇の感想を起し明日開場ありと聞くと前以て我先きにと觀覽を申込み最亦の研まで之を争ふと甚しかりけり斯くて當日開場して演技するや彼の古風家の黨派の權をに嘲笑罵詈の語を發して之を妨げ

んを驚かすたれども、嗚呼采の譽美なきを、然る處に其目的を達
 し難く或の傍人その罵詈雑言を聞きて之を極外に導ひ
 出さふもその程の勢ひあるに至れど其後日の一劇の有様
 を極て古風演劇の城邊を陥れ新風全くと其勝を制したるこ
 復な疑ひあかりしかば演劇終るに際し従者や來來と對し
 隆繩君の勝利の本將なりと公告せしに、濠洲助の聲雷の
 如くに起りけり著名なる文士查麻不職の其翌日書を君に
 寄せて其劇文の巧妙驚くべきことを述べて且言ふ余が文星
 將さふ沈まんとするの際、君が文星將に天に昇らんと
 するなりと此初日の劇演して第五劇に至らんとする時書
 其馬阿本ある者劇場外面の街上に於て演説を演じ面會せんと
 詰ひ談話少時して此新劇文の稿本を六重弗蘭克に贈り

たどを望み納成りて即時に金員を交付せたり此時君の囊
 中空乏只五十弗蘭克を有せしよ過ぎざれば此賣買の實に
 君の爲めは幸ひなりき君是より日毎には劇場に到り演劇
 を注視して改正すべきの點の成るべく完全な改正せんと
 勉めたりけり此際新演文に就て君を辱むるの書翰續々到
 來したるが中に其生命を絶つべしと絶に恐嚇する者あ
 るに至りしに依り君が朋友の竊かお其劇場の往來を警護
 したり君が改良演劇の目的の其主とする所の古風の演劇
 は於て徒らに重複を事とするの弊を根絶し又獲りば空中
 樓閣の趣を設けて事實を抹殺するの弊を矯正するに在り
 故に古風の劇文者流の敵意を受けたりと雖も而も其
 後雖も甚だ懸念を地を立せ敢て自由の幟旗を樹て争門中に

功を極め、彼等の中は名を成したるものあり、其の功を以て、自由の爲めに戦へど云ふとの新風、英士が其事上の目的より其黨派の綱領をかしたる所あるが、今や此の綱領の政治上の目的より一般人民が執て守る所の綱領となり、其次第を尋ねるに佛王查理第十世の其事、恣に甚しく、恣相捕利、威納古の王意を迎へて、様々な悪政を勤めたるが、遂に五箇條の著名ある勅令を發布し、其第一條の言論の自由を停止し、凡そ新聞雜誌の前にて政府の許可を受くるべし、非されば發行することを得ざらしむるのみならず、その許可の毎三週間は、尽くべき者とし、續刊せんとする者の更は改めて許可を受くべしとす、其第三條の當時新聞の代議士を集めたる下院を解散し、其第三條の選舉法を變じて、代議

士の人員四百三十人を減じて二百五十人と爲し、且其議する所の法案の國王親から其改正を發布し、又の許可するに非ざるよりの議院に於て恣に修正を爲すことを禁じ、第四條の國會兩院の議員を招集し、第五條の勤王黨中より新たに參議員を命じたることに關せり、此くの如き勅令の現在の憲法より背反する者なりければ、本令一たび出づるや人心忽ち激昂したる中にも、首都巴里の新聞記者、持主印刷人の著名有力の人物少からざれば、首として先づ抗叛の舉を起し、丁英爾氏(普佛戰後直ちに大統領に選ばれし人)を仰て、頭目となし、會議數回して、政府の非を鳴らすの痛切ある檄文を作り、四十四人の姓名を總署せり、是に於て巴里全都の人心の熱起して、火の如く、數百萬の衆各銃

を取て衛兵を抗し市街野を處とせしめ戰場に非ざるが如く
 數十方の家屋を悉く普人民の城壘と爲す其時侯子類に
 殺銃して衛兵を斃し始め互に勝敗ありしが第三日に至
 り遂に衛兵を市外に驅逐し巴里に蓋し人民の將する所と
 爲り軍命黨の重立ちたる諸人の會議を開きて蓋し第十世
 を國外に追放し更は勃爾奔家の路勇非登を主と爲せ
 今是れ一千八百三十年七月二十九日の事なり斯く蓋し第
 十世が已に國外に放逐せられしに依りて復た君が未だ思慮
 精倫の劇文を演ぜざるの障礙物あり蓋し王侯の術事を演
 ぜざるも至り自由あるに至りしかば格來蓋し佛蘭西劇の人々
 此機矣よ六からずと爲して乃ち彼の劇文を演ぜしめんを
 君は請願他の演劇場主も亦性を以て爲らざるを蓋し第

十世は有實をを譽りて自れなる徳を蓋し第四世を以
 余の時會も際して大唱衆を擧げざるを以て争ふて之れを
 君は請願の如然れども君は却て時會此の會劇と爲るが故に
 蓋しその文の演劇を見合せたり蓋し如何と尋ねるも君
 の蓋し三四年間政府の反對黨第一陣の劇を演りて自由を獎
 勵し改革を勸誘し殊に彼の木立異論劇文の如きり編
 成は契約する所ありて之を作しし程あり然れども他の一
 方は於て君の其才六載にして文事世譽に入りたるの際に
 蓋し意見論説共は勸王黨ありしを蓋し能はず又蓋
 理第十世が其始め言論を辨劇せし蓋し政を行はずと宣
 以主が爲めよしなりとの言ひあるが蓋し其即位を祝賀するの
 詩を成したるを忘るる能はず蓋し蓋し在らざる君よ

して彼を攻撃する意を寓したる書文を撰ぶるの必要なし
 敗王を憎まんより勝を制したる人民を賞するは如かずと
 爲して君の此時彼の文の演劇を許さずりたり
 査理第十世退放せられて凡そ一年を遯過し世人已に其言
 論箝制の行爲を失記するに至りては君に心して最早彼の劇
 文の演行を猶豫するの道理を付けられ方ち劇場の請ひを許
 して其演習を取り掛らしむ君の此際従前の如く佛蘭西劇
 を選んで之を演せしめず波兒多撒音精馬爾定劇を選ん
 其所有主古騎斯内爾氏との書約を維持もたると其然る所
 以のものに場主をして總べて演劇主の責任を負はしむる
 が爲めにして君が古騎斯内爾氏に約して一年必らず二個
 の劇文を撰ぶる事とし其代りに古騎斯内爾氏に形劇君の

劇文に限り監察衙局の監査に附せざることを公告せり
 木立恩德倫劇文の演行の千八百三十一年八月十一日より
 始まりしが來觀者中の激動の恰かも前年の哈爾那尼の時
 と一般にして古風派の惡言嘲罵一方あらざりしも而かも
 猶大衆の喝采を得たり此劇や現時に於て之を演ずる時の
 常に必らず無限の喝采を得て其五齣を通て觀者をして
 或は大笑せしめ或は悲悼せしめ流麗快美の詞を聞ての心
 情自から留々として娛むるも拘りらず當時に於ての公衆
 未だ新風に熱せざるが故に感動の情隨て十分なりあらざ
 りけり且又一二の重なる役割の外に尋常一般の俳優之を
 演じたるが故に何となく隔靴搔痒の思ひあり其上當時政
 治上の事件甚だ重大あるものありて世人の演劇詩詞より

左までよ心を移さるる情況ありされば其收入は前年の哈爾那尼の演劇に比すれば甚た少かりき木立恩徳倫も次で君の勸路衣木沙劇文を作り已として又路古累斯捕拉幾阿劇文を成せり佛蘭西劇の理事者提羅爾氏の路古累斯捕拉幾阿を君よ請ひ得て夏季中その演習を爲し十一月に至りての万事已に整頓して將さる開場と云ふ運びに至り居りしよ時の宰相達爾剛多氏より其劇文を示すべしと言ひ送れり然れども監査の事已に廢せられたる筈あるが故よ君の劇文の稿本を示すとを拒み自から宰相の邸宅を訪ふて面話せしよ宰相の君が新劇文の暗に國王路易非立を刺撃するやの説を聞きたるよ依りて之を檢せんとするありと説きしかば君の全く其造言あるを辨じ宰相をして其

意を屈せしめ十二月廿一日より演劇を開けり君が改良劇文の其喝采専ら少壯社會より來りしよ此際少壯社會の政治上の事よ熱心したるが故よ平常の如くよ入場せず却て古風派を愛護する者共甚だ衆多かれバ惡言嘲笑の聲の非常よ烈しかりけり新聞紙の如きも往々口を極めて此新劇文を非難攻撃し其政治の主義自由よ在りて路易非立の政府に抵抗する者にして猶文事の自由を主とする君に對して攻撃を逞ふせしよ亦以て文事改良に關する當時の激昂の狀を想ひ見るべし已にして風説ありて言ふ宰相の此演劇を中止せんとすと抑も立憲政体の政府にして斯くの如き所爲あらんとし思われざる程あれども其説果して信よして君の一日朝食の際演劇理事者より左の一書を落手

したり

拜啓余の勅駱衣沙木斯劇を中止すべきの命を蒙り候
尤も此通知の總理大臣より提羅爾氏を経て余に達した
る者に候此段御知らせ申候早々
君報を得て始めて以爲らく此劇にして中止せらるゝ些少
の理由だもあらざれば理事者の通告の蓋し何等かの誤謬
に出でたるとあるべしと馳せて劇場に到り尋問するに通
告の言ふ所に違はず唯宰相の職權宰相たるの職權を以て
此命令を出せしあらんと言ふの外に更に推知すべきの
理由もあらざりけり佛蘭西劇の人々の其演劇中止の裁決
を取り消し得んとして様々の盡力を爲したりと雖ども遂に
其功なく政府の中止の命を確定したるのみならず更らに

更めて禁止の命を下し加之看板上は記せる演劇題號の文
字を取り除くべし否らさればその演劇免狀を引揚ぐべし
との罰則までを附して告達せり君の此くの如くその權利
を剝奪せられその職業を停止せられて苦痛固より少か
らずと雖ども而かも宰相臺閣の戸を叩きて其の愛憐を乞
ふことを爲さず且つ自から開らく愛憐を宰相と乞ふの恰
かも猶其禁止の職權の正當あることを認識するが如しと
乃ち意を決して公然之れが理非を訴へんと欲せり之を訴
ふるの道二あり輿論は訴ふるごと及び法廷は訴ふると即
ち是れあり之を因て君の先づ公衆に告ぐるの文を作りて
詳かよ此劇の仕組意想の在る所を述べ其毫も道徳を背く
ものよ非ざるを辨じ遂に言て曰く然るよ政府猥りよ之を

禁止するに至りては是れ啻に文事上の権利を侵す一小事たるに止まらず亦危害を一般の財産自由に及ぼすものありと此意見を洞達するの手段として君の他の一方に於て法律上より事務局に訴したり斯くて此訴訟の審理に千八百三十二年十二月十九日又始りけるが當時の諸新聞紙が記する所は據れば數百の人民の其審理を聽聞せんとて朝九時頃より事務局の門前を詰掛けたり審理場を四區に分ち判事席の區内より特別の傍聽人を容れたるが其多分の華裳粲然たる貴婦人ありとす原告被告人席の區内より法律家代言人政治家等坐を占め第三席より新聞記者其外特許を受けたる人々恰かも劇場の枱に入りたるが如く居並び第四席の最も背後に在りて公衆其中に群集して其

の混雜甚しく偶々溢れて室に入ると能はざる者共の玻璃窓の外に立ちて内部の状を見んとぞ舞めけり十二時過ぎ彫翹君入り来るや滿堂の衆の大聲を發して喝采し其風采を觀んとする者の争ふて椅子の上に登起したり已にして判事坐に就き二重訴訟の審理始められ第一に君が佛蘭西劇より損害要償を得んと云ふ申立にして第二に佛蘭西劇が劇場を管理する商工大臣達耳剛多氏より損害要償を得んとの申立なりしが君の代言人碌士氏の其雄辯を振ふて此訴訟の啻に彫翹君一身の爲めのみならず一般の著述者の爲めあり啻に一般著述者の爲めあるのみならず總べて思想の自由を得る権利を確定するが爲めありと爲し更に一步を進めて言論監査の已に廢せられたるに宰相の何の



據る所ありて此劇を禁じざるやと論じ遂に佛蘭西劇の其
約を履んで君が劇文を演行し得ざるを以て君に對して償
金を出さざるべからずと決論したり
代言人の申立に續いて彪翺君自から進んで辨論しけるが
是れ其前以て意匠を凝らしたるものなりしかば論鋒殊に
強銳にして人心を感せしむるも足れり其大意を據れば此
訴を起す所以の他あり宰相の不當なる命令に原由する者
ありと云ふ事及び宰相の此命令を發するの權利なきが故
に劇場の其命令に違ふの必要なしと云ふ事を辨論の起頭
とあり夫れより論旨を一轉して其政府の佛國人民が四十
年間の革命を以て得たる所の權利特許を漸次に引揚んと
するを論証し最後に臨んで斷定して曰く今日監察吏の

余が詩人たるの自由を剝奪すれば明日巡査の余が人民たるの自由を剝奪せん今日余の劇場より放逐せられれば明日余の佛國より放逐せられん今日余が言論を束縛せられれば明日余が身体を束縛せられん今日文事の自由上又戒嚴令の行ゆるゝあらば明日都府の自由上又戒嚴行はれん吾人の最早復た特許安護免狀權利の何物たるを聞くところからんとす當又是のみならず其類似の者だも聞くところからんとす左の去りあから政府の人民の勸告を聴納せざるべからず其衰頹の進路を停めざるべからず苟くも然らざれば佛國の更又再び千八百七年の虐政を蒙ひるゝ至らんと此華美痛快よして道理ある言語を吐露するや數百の聴衆の新たよ喝采を起し其聲殆んど堂を動かすが如くあり政府

の代言人之に答辨して後法庭にその解散を告げ君の群集の聴衆中を經過して家へ歸りしに路すがら喝采の聲鳴りも止まざる程ありけり後二週間にして公判の宣告あり原告の申立に相立すと裁決したりけれども君の豫て期したる事あれば毫も之が爲め其意を阻喪するところありき君の元來耐忍にして剛強の性質あれば敢て忍んで時の至るを待ち何物と雖も能く其意を動かすことあらず例へば彼の勤累撤木爾演劇の時の如き君を罵詈訕笑するの聲劇場に充滿したりと雖も君が容貌に依然として平常に異ならずして演技終つて後の男女の俳優に禮謝し且慰めて言ふ今君諸君に少しく觀衆の爲めに辱し免られしと雖も明後日の必らず然らざるべしと此裁判上の失敗に對しても亦

同様の安氣を以て之を忍びたり
當時の御用新聞紙の君が敢爲自尊の舉動を見て殊の外に憤怒してありければ裁判上の決着によりて遂に其演劇を停止したるを以て猶足れとせず乃ち更に非難して君が二千圓の年俸を受けながら敢て政府に抗反せるとを責めて已まざりけり君の曾て査理第十世が與へんと言ひたる増俸を辭しよる程ありとの雖も是まで未だ曾て其國庫より文事の補助として支給し來れる年俸を受くるの不道理なることを感せざりしかば始めに深く之を意想も止めざりしに猛烈なる攻撃を受くる再三あるに及び遂に意を決して年俸を辭するの書を呈出したり宰相達爾剛多氏の頻りに君を説諭して之を止めたりと雖斷乎として其決心を固

辭し其家計の豊あらざるにも拘りらず爾來の之を受け肯
 んせざりしと云ふ君が此舉動たる清廉此上もなき次第か
 れども官權黨派の攻撃の固より已むべきにもあらず依然
 として論鋒を逞ふし演劇文士たる場合を以て烈しく君を
 非難したり然れども其詩に至りては彼輩も亦往々君が奇
 才に服し最も君と敵視する布蘭西フランス氏と曾て評して言ふ彪
 翹君は佛國言語を其意の如くに用ふるが故に無比の詩人
 あり君は鐵の如くに之を鍛鍊し鋼の如く之を調和し銀
 の如く之を鐫刻し銅の如く之を鑄像す云々と
 古風文士が君の劇文を罵詈訕笑すること甚しと雖も以て
 劇場の理事者をして衷心落膽して君が劇文を乞ひざらし
 むると能はず千八百三十二年の末方巴列爾パリと云ふ演劇

家の君の作よして猶未だ印刷せざる一文を得て之を其劇
 場よ劇せんと請ひたりければ君の直ち承諾してその演
 習よ取り掛れり尤も是迄の経験上よ於て君が劇文の演習
 中聊かよても其仕組等の外よ漏れて彼の古風文士の知る
 所よある時の忽ち其憤激を招きて爲め種々の妨害を
 蒙むるよ至りしかれば今回の殊よ意を用ひて演習中の劇
 場の口々を密閉して嚴よ漏洩を警め君のその實兄阿部爾
 をすらも入場することを許さざりけりこよ聖比伊セント・イブと
 云ふ者あり常よ君よ對して至親の朋友たる心情を表せし
 かば君の特り此人の懇求を拒ひ忍びすして其演習を一
 見せしめたるよ彼の細心よ注視して甚だ其作の精妙ある
 を賀したりしが出ては却て故らよ此演劇の拙劣極りた

る者ありと云ふとを各處に流布せり之れが爲め、開場當日の朝に至りて諸新聞紙往々報じて言ふ君が演劇の仕組の已に十分を知り得たるが徹頭徹尾醜惡にして且殘酷なる者ありと斯く始めより惡評を蒙りしよも拘らず之を實際に演ずるに及んでは大に喝采を博し得て觀衆の作者の姓名を呼び舞臺の幕前も顯れ出でんとを欲したり理事者巴列爾氏の君に勸めて觀衆の意に従ひしめんと要したれども君の敢て之を辭したり蓋し此際君の未だ十分に古風文士を壓伏し得ざるが故ありしならん是に於て觀衆の劇場外に群集して君が出で来るを待ち相争ふて觀望したりければ君が乗りたる馬車の一步も進むと能はず因て已むを得ずして徒歩よて家に歸りしが觀衆の尙其跡と逐ふて

來り到る處喝采の聲を揚げたりとも、君が此劇文を演行したるの政府が前の劇文と禁せし後未だ半年に至らず其勤勞の程も亦思ふべきなるが是れ他なし政府をして壓制の効なきことを感じ文事の自由にもせよ將た一般の自由にもせよ一時之を蹂躪し得るも亦忽ちにして發生すると云ふとを證明せしむるの用意とい知られさり而して此より後君は文墨の器具を執て政治上の争闘を爲さんと決心し其私業を廢せすして公衆の權利を維持せんと勉めたが君の言に曰く人は兩手を有と一手を以て一事を爲し他手を以て他事を爲し得ざるべからずと君の如きと能くその言を履行したる者と云ふべし

此演劇の勝利は君が履歷中特記すべきの一事なるが君

の時に年三十歳なりけり理事者巴列爾氏が管する劇場波
 爾士撒音多馬爾丁は此演劇よりして夥多の収益を得たり
 しが氏は更らに君に求むるも他の劇文を以てしたり然る
 ん其要求する所の事君が憤怒を激發するものありけきバ
 紛争の未決闘を爲すことゝあれり然れども幸ひよして未
 だ之れを實行せざるゝ當りて示談相整ひ巴列爾氏の自か
 ら其非理を謝したり去れども猶君の劇文をバ求めて已ま
 ざるゝ依り君の遂ゝ馬來查德爾劇文を作りて之ゝ與へた
 り是より先き君が佛蘭西劇ゝ對する訴訟の失敗せし事は
 已ゝ前文中ゝ説ける所の如し君は始め時機の可あらざる
 を思ふて自から耐忍し數年を経過したるが遂ゝ千八百三
 十七年ゝ至り再び商務局ゝ訴へ出てゝ佛蘭西劇が久しく

演行を延引せるより生じたる損害を要求したり君が代言
 人は彼の劇文の禁止の文事上の黨派心を以て國の特許を
 破るの所爲ありと論じ又彼の劇文の甚だ多くの収益ある
 べきものありし事を説き且言ふ現今其演行を佛國中ゝ禁
 せらるゝゝお際し倫敦、維納、馬的立、莫斯科等ゝおては之を演じ
 て多數の來觀者を得るゝ則ちその一証ゝあらずして何ぞ
 やと然るゝお今回の訴訟は幸おして君の申立理ありとの裁
 斷ありて佛蘭西劇ゝ六千弗蘭克の償金を命じたりしかバ
 君が嚮お内閣お對して抗争したるの權利は是お於てか始
 めて確定するゝお至れり
 君が此迄筆舌お述べたる所は其目的偏へゝ人類をして自
 由を得せしむるゝお在りしかれば今や已ゝ文事上の自由を

争ふて其勝を得たるの後更に進んで政治上の自由の爲め
 又戦ふに至りしに當然ありと云ふべし此時は際し君が才
 識の益す加はり其爲すべき事業愈々廣き及びしかば君
 の最早區々として筆硯のみを事とする能はず自から直ち
 又公務に従事して力を政治社會に盡さんと要したりその
 目的を達するの地當時只二あり平民院貴族院即ち是れあ
 り然れども君の地面所有者は非ず又別々他の資産をも有
 せざれば平民院の代議士たるを能はざるの論を待たず貴
 族院の議員に至りては國王が貴族僧侶學士會等の中より
 特選する者あるを以て君にして苟くも此等の位列は加は
 らんはの貴族院の議員たるの機會なきは非ず就中君の爲
 めは最も便利あるは學士會あれば君の乃ち學士會員とあ

らんと決心せしは恰も好む千八百三十六年又學士會員中
 又一の欠位を生じたりければ君の熱心は盡力して其欠位
 を充すべき候補者とあらんと勉めたり當時君が眞意の在
 る所を知らざる者の往々として君が老朽學士の席は加は
 らんとするの何故たるを解せずして種々の評説を爲す者
 多し達馬氏の如きすらも言は白く彪翽君にして頑迷ある
 古文學士某々等の同僚たらんと望むに至りては奇も亦甚だ
 し蓋し君の固より學士會員たるとの自己の名譽を加ふる
 不足らざるを知らざる猶敢て力を盡して選舉を受けんと
 するありと此時君の自から頼む所ありて先づ學士會員の
 一人徳多賓を訪ふて其選舉を得んと欲したるは何ぞ圖ら
 ん此人は我の達馬氏をこそ選舉せんと思ふされ貴君をば

選む事能はずと率直も答へたり斯く徳多賓が甚だ君を
 憎みたる所以の何事もや依りけん殆んど之を知る者あか
 りしが達馬氏の説も據れば徳多賓の殊の外孱弱の人とし
 て是まで只一卷の著述を爲したるも過ぎざるも彪翹君の
 健強もして且迅速も著作を事としたれば之れをや惜むあ
 らん其外も何等の原因を見出すと難しと然るも學士
 會員の多數の得巴知と云ふ左迄文事の功名も高からぬ人
 を選舉したりければ君の竊かよ評して學士會員の有藝の
 路より進むと思ひたりしも無藝の路より進むとを發見せ
 りと言へり千八百三十九年又一の欠位を生じたれば君
 の當時の慣例も従つて諸の學士會員の家も至り推選を請
 ひたるも到る處として冷淡の待遇を受けたり其然る所以

のものも其多數の君が文事上の敵人として君が社會の人
 望を得たるが爲めも彼等の甚だ世も容れられざるも至り
 しが故あり君の枉げて自から慰めて言ふ余の學士會員を
 巡訪したる車錢を惜ます何とあれば此等の人々と其應接
 室も面見して其の我が著書も對して賤蔑嫌惡の評言を下
 すを聞くの娛樂極りあきを覺えたればありと千八百四十
 年又々欠位ありしが此時も亦君の其望を遂ぐると能は
 ず遂も其翌年も至りて選舉を得たり此學士會員の選舉の
 往々もして政府の都合の爲めもし文藝の如何を問はざる
 ことあれども大体上より觀れば眞成も著名拔群もして景
 慕するも足る人々多し去れども社會の境遇自から公衆を
 して此學士會を嫌忌せしめたるより君が自から入會を喜

公心よ引替へて世間の却て之を怪しみ君が被選の日無名の郵書を投じ君を罵りて那破列翁一世が功名心より國を誤りしよ比したる一詩を書送したるものある程ありき君の千八百四十年六月三日を以て學士會員の席よ列したるが其入會演説の起頭よ於ての第一世那破列翁の偉業を陳じて且言ふ宇宙間の物一として此帝の坐前よ跪伏せざると亦かりしも唯六個の詩人のみ卓然として自立したり六個の詩人とい他亦し達斯、德來耳、西智爾、公士坦士、查庶不蘭、列米爾、西爾、即ち是れあり此六詩人の那破列翁よ抗して如何ある精神を表したるか彼等の即ち歐洲の爲めよ獨立の精神を表したり又佛蘭西の爲めよ自由の精神を表したりと又君の本會の舊慣よ從て其前任者の徳業を稱揚

して云ふ其人や第一世那破列翁が共和政の領議政たる時よ當ての極めて之と親密ありしも帝王とあるよ及んでの復た之を友愛せざりしを以て其卓見あるを知るよ足れりと君のその演説を終るよ臨んで凡そ著述者の爲すべき職務の文化を進むるよ在るべき筈あれば余の誓つて一小部局の人の爲めよ左右せらるゝと亦く最も力を盡して民權を重んずるの事よ勉むべしと説き又法律を重んじ自由を愛する事の爲めよ心を用ふべきのみならず總べての改良革新の事業を助けんと欲する由をも述べたるに學士會員の多數の甚だ其演説を喝采しより已にして其演説の世上に知らるゝや獨立の諸新聞紙は皆口を極めて君が自由を好愛するの精神を賞したり

君が學士會員と爲て後二年同僚徳羅敏氏死したるが此際君は抽籤法に依りてその會長たりしを以て葬禮演説を爲さざるべからず徳羅敏氏は古風學士の重なる人にして生前常お君と相警敵ありしが故も君の必らず言語の中に輕賤の意を顯す事もあらんと人々の思ひたりしに君が心の寛厚ある毫も此くの如き復讐の念なくして其人の文勳を賞したる演説の終りに臨み言て曰く今や空しく君が高名より生じたる猜疑の人をして其文風の争ひを忘れしめ又その黨派競文の感覺をも忘れしめて言論一寂み歸しめて君が幽魂をして地下に安んせしむべしと千八百四十五年は希羅爾人ある人學士會に入りて入會の演説を爲すに當てい君之を答辨を述べるとの順番あり然るに希羅爾仁の

始め彪翹君が無二の文友ありしに後變心して反て君を機々に誹謗罵詈し君も亦之に答へて自から防ぎたる事あるより世人は往々以爲らく學士會今回の入會式の定めて非常の演説あることあらんと傍聴を乞ふ者殊の外に多かりしに其實際意外にも穩和にして君が答辭中には一言だも兩學士の私争に關するとのあかりければ傍聴者は却て大に失望したりと云ふ君が學士會入りてより初期十年の間即ち千八百四十一年より千八百五十一年に至るまで君は常にお勉強して學士會に出席し討議ある毎に之に加はりざるをよし又競文就詩の鑑定お同僚と共に之に與かり賞與を願つともを掌りしが斯る場合に君は只口舌上にて可否するのみに

て未だ曾てその説を記述するを肯んせざりし時どしては衆員と其説を異おして單獨の意見を立つるともありしが概ね後日お及んで君が判断の正なるを証するお至れり嘗て一日大學校に於て歴史字典を編纂中ありと説く者ありしを聞き君之を評して言ふ其今日までの進歩の歴史お依る時の終業までおは三千年を經べしと言ひしが後其同僚列い謝氏い君に言つて曰く吾始め君が計算の餘りお過大ありしと思ひしに今や余はその甚だ精密なるを知れりお亦以て君が異常の材力を知るべきなり

此際佛國お於ては共和黨漸く増加したるも猶之を統轄して其舉動を整肅あらしむるお至らず壯年血氣の徒只その熱情の盛んなるお任せて個々の働きを爲し紛擾時お起り

て人心を恟々たらしむ君は是まで只管お文事と以て心を政事上お盡せしと雖も時勢此くの如きお及んで已お奮然として自かゝ國難に當らんとするの意あり去りながら當時君は未だ共和政体と其國お實行し得べしと思ひざりしかば其發兌せる一書の中お曰く吾人が要する所の者は君主制の名稱の下に在る共和政府なり今日の政府は國王の爲めに存せれども明日の政府は人民の爲めお存すべきなりと又千八百三十二年に反亂ありて一時巴里パリに戒嚴令行われし際民權黨の機關新聞たる「ナショナル」の政府に論告するの文を掲載して同意の諸人が姓名を録せんことを求めたりしに君は直ちにその姓名の記録を乞へり已にして書を一友人お贈て曰く彼の反亂の血氣壯年の過激ながら

も其心情は貴ぶべき次第なれば余輩は決して之を憎まざるべし若しも公安委員にして之を刑するを決し而して四人の勇者がその死を救はんが爲めに起るとありとせば余の必らず第五番目其例に倣ふべし(中略)吾人は早晚共和政体を設立するに至るべくして其政体たる必らず善良なるものなるべし然れども吾人は秋八月に生熟する果物を夏五月に収取すべからず要する所吾人は耐忍を以て第一と爲さるべからずと

然るに君の此際又國王路易非立と懸意を通するに至れる所以を尋ねるま國王の親戚和爾列晏西侯の婚儀馬耳塞に於て行はるゝに當り招状を受けたり君の始めの之を辭したれども再三の懇請に付已むを得ず儀式に臨みし際國王

に謁見せしに國王の是まで君を目して唯絶妙なる詩人なりと爲し居たるに今やその人物の頼むべき處あるを發見し爾後數ば君を宮殿お招き君も亦時として自から謁見を乞ふともありて交情頗る親密あるに至り或る一宵の如きの主客相共に興に入りて談話し時刻の立ちたるを覺えざりける他室に在りたる侍臣等の餘りに深更お及びしおれに王の必らず常の如くに寢室に入り給ひしおらんと思ひ處々の灯光を滅して各臥床に就けり已にして君暇を告げて出で去らんとするに宮中暗黒にして方向を辨すべからざるを見て國王の手親から卓上の蠟燭を把りて君を導きつゝ階段を下り書院に於て又々暫らく立談して後ち相分れたる事ありしと云ふ

千八百四十五年に君が貴族に叙せられたるの國王との親交上の結果ありき此選叙に就ての世上一般に甚だ満足したる情意を表し唯當時の國會下院の自由主義にすく満足せざる僅小の共和黨員のみ君に對して輕賤の意を示せしのみ尤も君も其内心は此際共和黨ありしと故貴族たるを以て聊かも自から榮とするに非らず去れども君をして自から政事上の事務又當らしむるの路に此爵を受けて上院に入る外にのわらざりけり君が上院に入るや先づ自から獨立の保守主義を執る者ありと稱し國王に對して成るべき丈け其國內の治平を保たしむるに努力したりけれども宰相の政略をの援くるとを肯せざりき佛國上院に於て君が始めて口を開きしは千八百四十六年

二月十八日よして君が文事の故友羅馬爾天查底不蘭二氏が稍や勢力ある演説を爲したる後君の之を反對して畫工の爲めは其板權免許を與ふべき事を力を盡して烈しくも辨じたり其翌月君の波蘭の件又關して第一の政治上の演説を爲せり此時義曹氏の波蘭を再興するの佛國の力及ばざる所なりとの意を述べたるに君の此論を以て私擅の政略なりと駁撃して言ふ佛國が爲さんとを要する所の必らずしも力を以て助くるに非ず心を以て波蘭事件に干渉するの在り此の如き干渉の歐洲開化の名義を以て爲すべき譯にて佛國の則ち此名義を行ふの宣教師として波蘭の乃ち受教者たり現に波蘭の民が其自由を奪はれざらんが爲めに虐政者又抗爭する健氣なる舉動に對して佛國豈心情

上の援助を與へざらんやと然れども佛國の貴族も對して人民を抑壓するとい法律も背くの罪惡なり將た公道も悖るの怪事なりと説くも恰かも是れ風も向て話すると一般なれば當時滿院殆んど君が説を謹聽する者あらざりき之も次で君が論トたる所の海岸防禦の方策もして其論や細かよ用兵の事も立入り實際上利益あるの勸告なりき千八百四十七年六月君は是爾牟那破列翁勃拿巴的侯が自己の一家族を携へて佛國に歸住することを許されんとを乞ふ請願書に援助して演説を爲したるが其言に曰く國會の宜しく公明正大を主となし慈仁を垂れて以て其強力なることを世に示そべし縦ひ一個の王位を僥倖する者が國中も在りと雖も其人民にして事業の自由と思想の自由とを有する

に於ては彼れ將た何の害をか爲し得んや而して一國人民の慈仁なるは其勢力を固むる所以あり云々と君の此演説を爲したる同夜は國王路易非立のその總理大臣を呼び出して朕の勃拿巴侯が歸住する事を許さんと決意せりと告げたりと予千八百四十八年の歲始君の伊太利國聯合一義に關せる演説を爲せり此等の事件の大も君が精力を煩ひたりと雖も面かも其際君の文事に就て其勢權を專らにせむことを忘らざる諒も至ては依然と勉勵して之を作す又從來懇情を過する朋友も對しの交誼を疎にするとなし又此際君の始終一の新聞紙の劇文記者たりし是より先き君の其國の統治者に勸告して更に一層心を盡して大數人民の狀況如何を注察すべし彼等の勇あり智あり愛國

必あり決して輕んずべき者に非ずと言ひたれども政府の
 志を等閑に附し去りて漸く弊風を醸成し最高の官職すら
 も情實の爲めに與奪せらるゝ至りければ君の常より心大よ之
 を憂ふたを君が當分の見返は據れば社會の秩序を漸次よ
 平和に改正し君を以て革命以來生じたる所の主義と古來永
 久不斷に存する眞實開化の主義とを混和して社會上の難
 難なきに至りしめ定よ代よるに政治上の議論を以てせん
 を欲したる若し路易非立の政府にして其最初より人民と約
 せし如くお自由を尊重して其社會の難事を細心お處理せ
 しなれば君が計畫果して其目的を達したらんこと必然な
 るお國王始め政府の宰臣が君が説よ從ふとを得ざりし程
 お愚なりお抑も亦天命なりと云ひざるべからざるなり

斯くお佛王路易非立の政府は愈よ益々人民の憤怨嫌忌す
 る所となり終は千八百四十八年五月二十二日お至りて巴
 里府内お大なる政治上的騷動を起せり是日早朝に巴里市
 民が馬德里連及び龍魯耶爾の近傍お群集するもの數千万
 人お即ち異國音お政府を改造せよ諸大臣を斥けよと呼
 ぶ又先年大革命時代に成りたる馬耳塞云ふ唱議と一齊
 お議ひゆる處時屠お鎮撫の兵を出でざりけれども人民の
 龍中處屋の番兵と紛争を起したるが番兵は敗れて皆逃げ
 去りたり去りながら此日の中には其外お格別の暴動もあ
 りざりければ政府の之を視て只一時の事なりと思ひ居た
 らばお政府のその翌日國衛軍と巴里守兵とを招集し

たるは國衛軍の已み背反の色を顯はし府内を進行中對る處まで政府を改造すべしと叫びたり革命黨の諸領袖の之を聞て心甚だ勇み秘密政社の人員の我れ後れと兵器を携へて集會し忽ちにして人民と守兵との間お紛争を起しけるが國衛軍の備處にても人民を助けて働きたり守兵の其士官兵本義は其の同應人民は侮む意事或軍するを要し唯彼等の處所其備處の中を引入れられざることを及を勉めて遂に全く備處を爲さざりしゆり此形勢を見て當國の首宰義曹氏の請表を呈し國王の之を許して蒙爾侯は命因内閣を組織せしむるに外務局前に屯したる守兵は人民を益確して數十人を殺したるとの謠言都は流傳するや警に報ひよと言ふ聲の四方に喧しく怒熱忽ち最上點

は雖も各處の街上に堡壘を造り戦争の用意甚だ急あり諸兵卒の此に至りて恐慌長縮して復た人民に抗するを肯せず已にして蒙爾侯の内閣組織の事を辭したるも依り國王の更に之を智英爾侯に委任す其急も内閣員を選定して之を公告し且守兵を引揚げて人民と抗争せざらむることをも公布したる此際國王は太將軍北牛徳を頼みとて居たりしに彼の疾然辭職して兵卒は其並列を脱し統籌を棄て舞臺を人民に與へしかば人民は益々氣勢を熾んふして王宮附近の處にまで進みたり國王は最早勢ひの奈何と考すべからざるを察しければ意を決して位を辭し其曾孫巴里侯に之を譲りその幼稚の間其母柯爾列晏西夫人をして攝政たらしめんとを欲し此議を議院お下りたり然る

お議事將さに關なる比武器を携帯せる者共大勢侵入し激
 烈共和黨の一人馬來氏の自から演臺ふ上りて別に一種の
 強大なる假政府を建つ可き議を起し議員中の俊秀者二三
 名も之を賛成したる折柄又もや一組の亂入進み來りて威
 勢も爲すべし勢なれば王黨の議員の皆退き去り共
 和黨の人々のみ止まり假政府設立の委員を選びしは羅馬
 爾天、羅奔士、德列爾、列德爾、魯連、我爾、昆耳、百日、克里、義斯、馬來
 等の人々其選に中り此等の人々の共議の後即ち其夜中に
 共和政府設立の事を公告するに至りたり是より於て國王以
 下の王族の佛國內に安住するとの思ひも寄らぬ事なれば
 三人三人と態ど小伴侶に分れて人目を忍びて逃走したる
 が國王路易非立の英國に逃れて克里滿と云ふ地に隱居し

續かよ其殘年を保ちたり
 路易非立の政府の君が忠告を用ゆる能はずして自から顛
 覆を招きたる事なれば君の之より國王を關せず斷然たる
 事勳を爲す事となりしが而かも其始めに曾て自から國王
 に對し忠實を盡すべしと誓ひたるを思ひ上院に於て阿爾
 列晏夫人を以て攝政と爲すべしと發議せり然れども遂に
 の時世の風潮に誘はれて共和政体を可認するに至りぬ此
 年三月中に數名の選舉人連署して一書を君に贈り君を以
 て國會議員の候補と爲さんと請ふ君之に答て曰ふ諸君は
 國事を之れ勉むる者なり余が從前の所業の人皆之を知ら
 ん余の三十二卷の著述を爲し八種の劇文を作れり余が演
 説の總べて列漢尼士爾新聞紙上より記載せり故に社會の之

此因余が政治上の業務を適するや否やを判すべきあり
 と新くて國會議員の選挙行われけるが第一の聞はたるは
 羅馬爾天の選挙ありて其投票二十九万五千八百あり之は
 次で魯奔士亞爾朝我耳尼爾白日亞爾曼羅西馬來克列盧字
 等あり彪翔君の投票並方九千四百四十六ありて巴里被選
 人員の第四十八人目ありしかば選挙を得ざりしが六週
 間の後ふ至り選挙議員の辭職する者あり又巴里にて選ま
 れし議員は他の地方ふても同様選挙ありし等の事情は
 巴里に於ては更に十二人の新議員を要したりけれバ君
 の選ぶ其中ふ選まれけり此選挙の兩三日君は五個の工
 藝技術社の集會に臨んで一場の演説を爲したるは非常の
 喝采を得たりしが其効力著しく選挙の日ふは八万六千九

百六十五票を得るふ至れり抑も君の性一方に固着せず
 て且頼りぬ功名を好まざるが故にその初め議院に入るに
 及んでは何黨にも加はらず唯自己の長心を従て獨立の論
 議を爲し時として右黨と與みし又時として左黨を助け
 たり君が第一の演説を爲したるは六月廿日の事ありて國
 立工場の存廢に就ての演説ありしが君其中に國立工場は
 實際上に於て人民の職業に向つて妨害を與へたりと云ふ
 事其弊害の猶此に止まるべからずして頗る危険の勢を生
 ずべしと云ふ事を論じ已みして其論鋒を一轉して社會黨
 員を懲懲して現在飢餓に迫れる努力者の爲めは努力をべ
 し去りあがら一般社會に恐惶を與へざる手段を以て努力
 すべしと云ひ又社會黨員はその貧困なる族級に向ふて開

明の利益を及ぼし之を教育を授け之を少費生活の方法を
 興ふべし要するは彼等をして其愚苦を増さしめずして其
 富力を加へしむべしと云ひ終りお隣んで彼の貧困民族も
 又其境遇を改良せんと望む者も相共お耐忍して事を爲す
 べきを勸告せり此演説の苦境は陥り抑壓を受くる者を
 憐れむの表情より發せたる事なれば君の是より此等の民
 族の歡心を得て其深く慕ふ所となれり去りながら君は人
 民の代議士として社會の平等を護るの職務を忘れず鮮
 血を流すお至らずして事を定めんと欲しければ貧民一揆
 の起る毎にお危險を冒して現場に進み往き國會の名を以
 て兵器を棄て鎮靜をべしと説き諭したれども遂お其効
 なく著名なる六月三日間の暴動をぞ起したり君後日此事

を記して曰く六月の暴動お就ての理甚た誤れるものあり
 き兇暴彼れの如きものも其事情を懸察せざるべからざる
 所以あり此兇暴の人民が失望の極に達し得ざるお發せし
 ものあり共和政府の職務の之を鎮靜し然る後之を恕免す
 るお在り然るお國會の鎮靜を遂げざるも恕免を行はざり
 き應其責誰おか歸せんやと
 君が貧民一揆の處理お關する意見の管お之を其日お發せ
 るのみならず又自から之を實行しより千八百四十八年お
 反徒數名の生命を助けたるを即ち是れなり今その始末を
 尋ぬるお當時反亂お際し君外より歸り住宅お入り見るお
 君が不在中お反徒闖入して武器を搜索したるものと思ひ
 れ諸室物器狼藉たりしが併し何更別段の害をば爲さざり

けり此時國衛軍の一隊在り一人の壯漢を鞠問して君が屋
 後の戸を開いて反徒を引き入れたりと爲し之をして屋壁
 へ懸りて坐せしめ將さふ統殿せんとする様子なりければ
 君の意のしくも兵卒を止めて説き諭し此くの如き所爲の
 徒らば國衛軍の名を辱しむるに過ぎずして何の効用も
 なる所からずと爲し遂にその一命を救ひたり此時君が勤
 けたるの一人の武士を始めとして波蘭と言へる大工職君
 が舊都の朝日殿日比斯加禮君王党不守基禮爾伯外四人な
 りしが此等の人々を救助するが爲めに君が自から危険
 を冒し自己の精儀なりと稱して番兵の前を通過せしめた
 り去りながら君の偶まその手中に入らる者を助命する
 り満足せずして國會開議の始めに於て大赦の令を發して

諸般の罪犯を恕すべしとの諭を出せしむ忽ちよして一人
 おり起立して君が意見を贊成したり是れ抑も何人ぞ即ち
 實が多律斯基禮爾耳なりはハ羅馬耳天後よ之を評して云
 ふ彼は此の時事者だも我身に思ひ至るとなく一心全く仁
 義に在り語を擧げ正よして言を悉く勁直なり其思想も至
 りての吾人が天と名ぐる物の如くお至大至公なりしが而
 かも此人の無禮議の人なかりけり此くの如き人よして如何
 ぞして彼等如き實徳を發揚するやと此人の黒人の自由を
 主張する一人よして之れが爲めに彪翹君と無二の交友と
 おかし譯なるが此兩人が相互ひお其説を爲そを傍聴する
 所實お忘れたれぬ程お面白き事ありけり有神無神の點お
 至りての双方決して同意せざる所ありと雖も之を外お

されば兩心一に歸し善良を好むと亦相同じかりしと云ふ
 君のまた國會議場は於て戒嚴令施行の間一時廢停したる
 印行の自由を恢復せんと論じ又死刑廢止の議と出せり君
 の猶如何よりして國民の自由を進めんと欲したりければ
 遂に一の新聞紙を發行したるがその紙上は記せる確言を
 依て其目的の在る所と知るべし曰く極めて寡人政治を惡
 ひ偏る人民を愛せど當時或の評して此新聞の君が私益を
 圖るが爲めに發せしるに至りしありと言ふ人もありしが
 是は全く君を誹るる妄言にして其實は決して然らず抑も
 國民の爲めは尊嚴せられ愛慕せらるる君の如き人の心
 中には國民の利益と去ふ思考の外に何物もあるべから
 ざる要するは世人或の君を目して詩人あるが故に國事を處

するは其道徳を以て其解する者もあらずしを以て此誤想を破壊
 して其國事を盡すの便宜を多からしめんとこの心より此計
 畫ありたると疑ひあし千八百四十九年の一月中に國會左
 黨の頗ぶる不満の情を起すの理由ありて論議紛々たりし
 が遂に其憲法會議を解散して純然たる立法會議を起さん
 との動議を發し多數を依て之を決したりければ君の同年
 五月巴里の候補とありて選舉せられしが二十八名の代議
 士中よ於て君の投票点の第十番目に居れり
 君が是まで國會に於て獨立の説を陳じたるもの王党に
 左袒すべきが將た共和党を與すべきかを心ふ未だ決せず
 して躊躇の間に在りたる故なりけるが時日を経て漸くに
 共和政体のその國利民福たる事を發明し茲に新國會に入

會議は選ばれ其武原君は議長となりしが君は此開會
 演説は胸中益々迷道の國より來たし其を以て議し及その議
 會に應ずる議議員は音聲一國の爲りのみならず万国の爲
 り半開其力を盡すの天をまじり且慈善の事能として泰
 然得慈國の國者なる人民の善業を代善する者なきを爲せ
 かし斯くて此議會は三日間引續て會議を爲し第四日目即ち
 是七曜は心開會の儀式を律ひし終る時來臨者最者多
 く極め其技藝を以て備置したる君の附會演説中より曰く議
 君は今日以後徳義を以て其善本國を存じ我を之即ちその愛國
 の座なり能く玉田問ふ此諸境に於て諸君の眼をみ入りたる
 示現の推し傳物なきに其善業の手に佛蘭西の手を握り
 聖者神加の手に佛蘭西の手を握りて好情を表したる云

云々事なり若君は其國の善業は我ら以て漢人誤り其云々
 日吾の佛蘭西の同胞人民中より來れり是日羅馬宗の信
 官達は利ある者實民救助の旨趣は就其説又新ありしが衆
 議中争ひの塵起り漸く其期日ありを注意して其演説を
 妨げざる事ありしは其誠實の中途に於て演説を止めたるは
 彫刻者の彫りたる聖徳の善業の如き事なり云々其善業の
 事能く曰く然る事あり二千七百年前の今猶其聖徳の市街
 は暗黒の深淵に宛雙の爲めは善業の起りたる當其善業と名づ
 けたる善業の裁判所の中は善業の善業を善業として善業
 事業を行ひし善業の私擅する同一日あり於て將た其私
 擅する同一市街に於て其神故古昔の相互の相違恨ある事
 國の善業人を集めて其共通の事件を議せしめ其相惜悪する

けしと雖も是れ獨り君のみあらず衆人往々として亦然り
 じあり始めに爾後列強公の舉動の殊の外穩當なりければ世
 人皆公を目して革命の結果を生じたる一人物とせしむるに
 之を共和黨の中に入れたる公は實に其業績を放つて國政
 權の著書に爲しけるが何れも共和の思想を顯はし社會を
 進歩するの必情を表現したる三月の革命後公が憲法議會の
 議員に選ばれたる時の公の演壇に登りて「吾の共和一致の事
 の爲めは我れ終身の生を用ふべし吾は自由の外は何か等
 の思想をも有せざるな」と爾後重んずる共和黨員三名然
 る公の公名に前見したる公の公名が公の公名を主義を
 主張したる蓋し何れも公を以て天才と賞めたる者といふは
 其の公名に不幸に逢ひ討ちを誤りしが爲めは目的甚だ公

正事直なるに至り終つて思へば國中下等民の公の公名を
 信ぜざるより又那爾列強を云ふ名の太公の一身に價値を
 與ふるより之を尊敬するの念を起し千八百四十八年公
 親臨國に際しては人民の總代等公を遣へて禮遇せしむる
 を危言録人なりとの思ひを公はけり公にして公が共和政府
 の要者なるや公の勉めて其本心を匿藏し飽まで忠
 法を忠實なるべきを誓ひたの後も再三再四の誓約を違
 背するを公言せり去りて久しかりし公の陰謀
 者を覺する者あり普倫倫倫倫倫倫倫倫倫倫倫倫倫倫倫倫
 民に告知し是は於て公の公名君も亦るの然るを知りたれば
 公は是まで彼れの術中に陥りし事を悔ひ百方力を盡して彼
 れの野心を排斥して其害を免れんと勉めたり

て彼處此處の屋壁に貼附したる告文あり人民に告ぐる所
 の條々の如し第一國會の解散を命ずると第二五月三
 十七日の法令を廢し普通選舉の制を用ふると第三佛國大
 臣の來る十二月十四日に於て大總統の總辭事を爲すべき
 事第四巴里及び西國の地方を廢除令を施行せる事第五時
 國軍解職の事第六天正細の會交はの新任内閣員の姓名
 秘傳じ又他の十紙の條々を廢除する事第七共和政府は責任を
 憲法の主義を講明する事の中にも共和政府は責任を
 或支位の政官を罷さざるを在職期間五年を爲す事内閣
 閣の待廢上の事のみを掌る事参事院を罷きて制法立
 憲を掌らしむる事並法議會の改選を議定する事元老
 閣の憲法を保守護護する事等を説けり此憲法の大條の

會第一世憲法が廢れたるを基礎としで彼此辭
 酌を加へても見えたるが不日は國民の投票を以て之を決
 する等なりと十二月三日四日の兩日に巴里中庭なる
 一擧起るに勝つたの騒擾たるに至らんとする景況あり
 しが軍隊の配置重きを得て司令官の指揮を失ひさ
 らしむるに依り四日の責をせしむるに至る鎮定の功を奏したる
 際、閣員は已に豫期したる事なれば右の改革令出ると雖も
 取らざる所もなかり自から争闘の時機來れりとして爲し覺悟を
 起りて抵抗の手段を爲し兵卒の奮闘する銃丸の街上に於
 て婦女童幼を殺し警察吏人の共産黨の家は闖入して秘密
 の書類を搜索するの危害に迫るも斷乎として其平常の主
 義を執りたり



君は已も深く那破列翁の怒りを蒙り居たりければ是も於
 の那破列翁は國外の遺族が或る者の姓名を手録するも際
 と書頭を先づ君の姓名に及ばず君は他の共和黨の人をど
 邊に指摺委員を助ける盡くは那破列翁の野心を擧げして
 原民を告ぐる貼紙の文を奪取したる勢窮を復た爲す
 際機候ざるも原民の逃避をみるの外にあらざるも政府の
 君を殺し又捕獲を難むる者には三万五千弗蘭克の賞を約
 したる種々の探偵を難むるが爲め家を棄て族人と
 離れ里市街を潜行せしむる連日と云へる勇あして仁
 ある一婦人ありて君を助ぐるが爲めお捕はるに努めし君を
 馬車の一隅に隠れさせて自ら馬に御し裏街を走り去りて
 君を横にれり遺族の機を潰すも兵が差し向けたる大砲の音を過



君は已お深く那破列翁の怒りを蒙り居たりければ是お於て那破列翁は國外へ追放すべき者の姓名を手録するお際し首頭お先づ君の名を記したる君は他の共和黨の人々と共お抗拒委員を助けて盡力し那破列翁の野心を摘發して人民お告ぐる貼紙の文をも草したるが勢窮りて復た爲すべからざるお及びての逃避するの外おあらざりき政府の君を殺し又の捕獲したる者にお二万五千弗蘭克の賞を約したる程なれば君の難を免るゝが爲お家を棄て族人と離れ巴里市街を潜行せり茲お達羅士と云へる勇おして仁ある一婦人ありて君を助くるが爲めお様々に努力し君を馬車の一隅お潜ませて自から馬を御し市街處々お破壊して横おれる墨壁を踏へ番兵が差し向けたる大砲の前を過

き殺氣を含んで徘徊する碎兵の中に入り善良なる人物を
追捕せんとする警部巡查と逢ひしが幸おして見届りされ
ず去りながら達羅士婦の君を安全と匿藏する家を求めか
ねて處々の朋友知人の家に尋ね到り事情を明して頼めど
も後患を恐れて應ずる者もあらずりしが彪翹君の親戚お
して一新聞の持主たる人君を慇ねんで己れの家に五日間
潜居せしめろの間に通行切符を用意して君に與へければ
君の相貌身狀を變じて北部鉄道ステーションより瀛車に
乗り込み翌朝白耳義國の弗律悉府と到着したりければ直
にその安着を家族并ひお忍人よ通告せり君の諸男が此際
その父の危難を救ふに力むると能とざりし所以の彼等ハ
黎敏曼と云ふ新聞社の編輯助手なりけるよ其編輯局員六

人を擧げて已に牢獄に投じられたればなりその次第を尋
 ぬるに査理彪翹は是より先き門査爾紋の苛刑に就て死刑
 の有害なるを論じさる一文と新聞紙上を掲げたるが爲
 めに入獄して已に四ヶ月を経過するの節佛蘭其伊斯の此
 件の同犯なりとて略同一の處刑を申渡されたり編輯人兼
 會計員たる米來斯の九ヶ月の禁錮を處せられ巴氣利のそ
 の新聞紙の停刊中又新號を附して發兌せんと企てし爲
 めに檢事よりの五ヶの犯罪を觸れたる者にてその最も重
 きは死刑に當ると申立てしも幸ひにして禁獄六ヶ月の處
 刑を宣告せられたり君が諸男諸友の此くの如く牢獄の中
 に呻吟するの際時々砲響銃聲を聞きたりしが後ちあひ輕
 重傷の人民を此牢獄中へ運送し來れり蓋し是れ彼等が純

傷稍や平癒するに至らば再び抗反の舉を爲さんことを恐れ
 てなりけり彪翹君の代議士たる資格を有せしに依り其始
 めの捕縛を免るゝとを得たるも後あひ那破列翁の代議士
 をも問はず夜中其家に踏込んで捕獲せしむるに至りしな
 れば彼の米來斯の獄中に在りて以爲らく君の必らず銃殺
 の刑を受けざるならんと
 君が白耳義國の首府に逃れ得るや一戸を借りて巴里より
 其妻を呼び寄せ勿々として著述の準備を爲しさり君が是
 迄の著書の人類懲隣の旨趣を主として婦人兒童の爲め力
 を盡したるが今や政治上の報復を爲さざるべからざるの
 場合あれば君の那破列翁が非道を行ふて佛國の自由を破
 壞したる歴史を著述するを始めたるを君が那破列翁が

對する怒の最も甚しく且つその怒の勿論正當の類なれば其筆鋒の痛快絶妙殆んど他に比すべきものなき程ありしと云ふ

君が白耳義首府の僑居に那破列翁暴虐の歴史を編著すると聞くや君の如く此國に遁逃したる佛人の日毎どお來りて君の居を叩き各その知り得たる所を報道して君が編著の材料を供したり克爾尼氏の己れを捕縛して銃刑場へ護送せる巡查の油斷を窺ふて脱走したる事情を説き黎武米印新聞記者の一人加彌爾巴爾氏の自己が遭難の景況を話し諾爾巴爾兵士と云ふ文士の格別の危難ありしおの非ざれども妻兒を巴里に遣して脱し來りしが一資半給もあらずして糊口の策なきより喜んで彪翹君の書記となりし

り建馬氏は是より先き此お來り居住しさるが此は政治上の爲めおの非らば其著述の都合およりてなり氏の元來政治の事おの毫もろの意を注がざりしと雖も面かも彪翹君が遁避して來るよ及び氏の其從來懇情を通じ居たる那破列翁を再び見ざるべしと言ひたるが果してろの言を履行し是より決して足を王宮に入れざりき空古多律斯克爾氏のお僧侶に假裝して佛國より逃れ來りしが亦君と親交したり氏曾て君に對して曰余愚おして是迄お君が斯く迄に實意に共和政治を愛する者お知らず數年間その心情を疑ひ居たりと佛國社會にてお往々氏のお如き誤見を君に懷きたる者ありしが君が今回の舉動を目するお及び益を尊敬の心を起したり君のお千八百五十一年十二月より千八百

悉とく皆佛國より逐斥せられしが如く見ゆけり此顯著中の最も顯著なる彪翺君の勇敢の度も亦一層多くして那破列翁を輕賤し佛國を愛護し正當の憤怒を發して復讐の爲めに孜々として偉大なる著述を勤めたり

君が二子は満期放免となるの後ち直に父の遺處を尋ね來り父に従て住したるが此際君の一家の第三層室に僑居しその室内の家具の曹破と稱する一種の席を以て臥臺と爲し卓一臺あり之を机として用ひ又食用も供し此外の唯一の古鏡のみ僑居の窓に對して比耳館と稱する大館ありしが君は性來宏壯偉大なる建築を嗜好したるが故に日毎どに之を觀て娛樂となし長く此處に在らんと思ひたるに越に甚だ不幸の事件を生じたり君が始め白耳義首都に

來るや其勤位あるの故を以て此國政府は厚意は君を遇し加ふるや人民の大に君を敬愛し區長も殆んど日々君を訪見したるが故に彼此都合甚だ宜しく君と同一く難を此地を避くる者の君の斡旋を因て生計の法を得るもの往々之れあり或る一人の如きは君の力に依て全くその飢餓を免るゝに至れり然るに過強なる政府の下にあり白耳義人民のその彪翺君を懋愛するの情感を自由とする能ひざりし殆末を案するに白耳義政府の佛國に於て帝國政治その勝を得ざるを見て窃か長懼するの情ありし折しも君は一詩を作りて大に那破列翁を憤怒せしめ又彼を嘲罵筆誅したる小那破列翁の著書は廣く江湖に播布しゆるより白耳義政府は益々恐惶して以爲らるる那破列翁の厚情を得ん

邦の先づ懲罰者遂に國外に逃るる者あり其時國會議員
 新法を議定せしめ此法律の力を働かし君に立退きを命ぜ
 り是より於て君は安得威耳不港に到り知人親友と相分れて
 海路英國に向へり斯くて君は英國を通過して千八百五十
 二年八月五日日耳西島に上陸したるが此島も已に佛國
 反者の逃避する者あり波止場は君を迎ふ意欲なき情意を
 表したり君は海岸の一小家を賃借して住せり此際君が歳
 入は纔かに七百弗蘭克に過ぎずし之を以て九人の生を
 養へざるべからず家計頗る節儉を極めたり君が劇文の
 総べて佛國に於て禁せられ偶々禁を蒙らざる詩篇の如き
 の之を嘲罵するの風となり君が精神を込めたる書類を家
 に藏する者の政權者に疑はるるは斯くて共和主義の諸人の

此等の著書を或は焼き或は匿して其害を避けたり警吏巡
 査は危害の書と稱する者を搜索するに盡力し其手足の及
 ばざる所なく偶然おもせよ君の住所又は姓名を筆したる
 者の直ちに牢獄に護送せらるゝの禍ひありたり斯る有様
 あるが故に君の復たその著書の収益を巴里より望むと能
 りず又自耳義に在るに際して著したる暴虐歴史の未だ出
 版せず小那破列翁は甚だ廣く發賣せられしも其収益悉く
 く不路西爾書肆の懐に歸して君が現住の逃避所への一回
 の爲替だも送らざりけり
 君が日耳西の寓居の馬里國天羅西市街の中に在りしが家
 計固より困乏おれば其一家族をして安樂ならしむるおの
 足らず然れども君が精神の凜平として屈せず夫人も亦能

く剛にして痛苦も痛苦ありとせず只管に家事に勉力す君
が生状の不慮の急變を逢ふて甚しくも毀損したりと雖も
而かも全く破壊して復た收拾すべからずと云ふ所の非ざ
れば今やその生状を修理して一家再築の爲めに孜々とし
て著述に從事し居たり其家貧小ありとの言ひあるがら規律
正しく且勤勉ある習慣ありて君の通例清晨に起き午時ま
ての筆を執て休むとあし午餐の後家族の大半は遊歩運動
しその間男子は或は海水に浴し或は擊劔打球の技を試む
彪翹夫人は此時間には室に入りて休息を運動終れば孰れ
も再び家に入りて業を就くその状殆んど痛苦を感せざる
者の如し斯くの如く日毎とも勤勉するが故に日曜日よの
皆連日の業を廢して精神の勞を休むることを要したるが日

耳西人民の日曜日よの家を籠りて外へ出て遊ぶ習慣なり
しかば君が一家人の住民の意向を悖らざらんが爲めと據
るなく家内よ於て球戯を爲し球を打つ音響の外よ聞えざ
らんとを勉むる程お意を用ひたり此地の人民の君が來住
以來敬禮を盡して之を遇したりしが其然る所以の君が絶
妙なる詩人たるが故よあらずして君が佛蘭西の貴族たる
が故なりけり此爵位の爲めよ君の戶外の街路を掃除し立
關の玻璃障を淨拭するの義務を特免せられ只一年兩度よ
英王よ鳥二羽を贈る丈けの義務を盡せるのみ住民は君を
稱して貴人と呼び鳥司は君を以て己れよりも上位の人と
して遇したり日耳西は山海の風物佳絶よして氣候も亦喧
温なれば美華艶芳争ひ開きて眼を喜ばしめ心を樂ましむ



るお足れども千里の逐客なる君の爲めより偶々以て感慨
悲愴の料たるよ過ぎず日夕友人と談話して佛國の事よ説
き至るよ及び往々よして涕涙の眼中よ満ることあり佛國
政府は探偵吏を此島よ放つて逐客の秘密を探りたりけむ
ハ君の如き逃亡者の皆自から監視の下よ在るか如くよ感
トて心常よ安きと能とす此等の人々よ本國と往復する信
書は悉とく國境よ於て之を開封しその痕跡を存せざる者
は殆んど稀れあり巴達維亞と云へる探偵吏は自から逐客
ありと稱して此地よ來往しよりしよ一婦人の嫉妬よりし
て彼れよ是れまで巴里警察所と絶えず通信して諸逐客の
事を報告すると云ふ事露白したるより諸逐客は怒ると甚
じく彼れが一命を絶つべしとの企を爲しよ然るに君は



るお足れども千里の逐客なる君の爲めよの偶ま以て感慨
悲愴の料たるよ過ぎず日夕友人と談話して佛國の事よ説
き至るよ及び往々よして涕涙の眼中よ満ることあり佛國
政府は探偵吏を此島よ放つて逐客の秘密を探りたりけき
ハ君の如き逃亡者の皆自から監視の下よ在るが如くよ感
トて心常よ安きと能とす此等の人々よ本國と往復する信
書は悉とく國境よ於て之を開封しその痕跡を存せざる者
は殆んど稀れあり巴^ハ邊^ベ爾^ル土^ニと云へる探偵吏は自から逐客
ありと稱して此地よ來往しよりしよ一婦人の妬嫉よりし
て彼れが是れまで巴^ハ里^リ警察所と絶えす通信して諸逐客の
事を報告すると云ふ事露白したるより諸逐客は怒ると甚
しく彼れが一命を絶つべしとの企を爲しより然るお君は

中夜に此事を聞き知り、殊床は力業ひ起し、後乃首謀者之説
諭して謀殺の計を止め、その代りゆ彼れが罪を訴へて入獄
せしむる事と爲せり。君の目耳西に在住するゆ際し、一書を
著し、そのが列查智曼と題し、愛國の義憤を發して、佛國二十
年間の壓制家第三世那破列翁を筆誅し、之を佐けて帝國を
造くりし人々を罵り、其勢權を畏懼して、味を屈し、る怯者
を嘲り、その始末那破列翁を賤しみ、あがら今の却て其徳を
稱揚する僧侶を辱しめたり。
君が列查智曼の第一版の千八百五十三年、白耳義首府より
て出版したるが、此國政府は那破列翁を憚りて、其中の數章
を公然發賣するを許さ、りしゆ依り完備せざる体裁、あて
發兌し、りければ、君の遙か、白耳義政府に抗論し、自由印

中夜に此事を聞き知り、殊床は力業ひ起し、後乃首謀者之説
諭して謀殺の計を止め、その代りゆ彼れが罪を訴へて入獄
せしむる事と爲せり。君の目耳西に在住するゆ際し、一書を
著し、そのが列查智曼と題し、愛國の義憤を發して、佛國二十
年間の壓制家第三世那破列翁を筆誅し、之を佐けて帝國を
造くりし人々を罵り、其勢權を畏懼して、味を屈し、る怯者
を嘲り、その始末那破列翁を賤しみ、あがら今の却て其徳を
稱揚する僧侶を辱しめたり。
君が列查智曼の第一版の千八百五十三年、白耳義首府より
て出版したるが、此國政府は那破列翁を憚りて、其中の數章
を公然發賣するを許さ、りしゆ依り完備せざる体裁、あて
發兌し、りければ、君の遙か、白耳義政府に抗論し、自由印

行の國ふして斯くの如き所爲ある著なき次第を陳べたれ
 ども此際那破列翁の勢權強大なりしを故に白耳義政府の
 自國の憲法を破つても佛政府の歡心と失ひざらんを決心
 せり是に於て君の第二版を聖平列爾に於て出版し白耳義
 公て取除きざる部分を加へて完備なるものと爲し瑞西國
 日尼巴米國の紐育まで發賣し倫敦に於ては其給入倫敦新
 聞の好評を得たり佛國までハ警吏巡查が此書の進入を防
 ぐんと百方盡力したるをも拘りしす昔ねく民間は行われ
 従て搜索驅除すれば従て入り来り時としてハ干魚函中
 入れ時としてハ毛糸の中は巻き込み或は全卷体を爲して
 國境を跨え入り或は章々個別に胸懐若くは掛け時計の中
 に入れ又は女袋の隅に藏れ込み若くは男用長靴の重ねに

る間ハ挿洗り巴里に於てハ搜索最も嚴重にして魚商の所
 持する重ねたる魚籠すらも倒覆して搜查する位なりしか
 ども何時の間にか數限りもなく入り込みて警吏巡查の眼
 みこそ容易よの掛らねども社會の隅々までも行き涉れり
 其書の夥しく需用せられたるとは此くの如しと雖も君の
 之が爲めハ利益を得たるよハ非ず之を出版するが爲めハ
 君は二千五百弗蘭克を費しざるが此費用すらも補ふ能ハ
 ず去りながら書店の之に依て得たる利益は甚だ廣大なり
 しなれば君が第一の目的たる國人の精神を勵まし國の爲
 めハ奮興を促すの一事ハ已ハ十分ハ達し得たりと云ふべ
 し那破列翁ハ是に至りてハ甚だ安かちす英政府ハ迫りて
 君を日耳西より放逐せんと企てたり

日耳西の佛國逃亡者は是を始終その思想を公露すると
 を絶えずして其集合して共和政治の爲めを爲しむる演説
 等の外國の新聞紙上を登記してありしも此事柄は千八百
 五十五年までの英國政府の干渉を受くると考かりけり然
 るは英國政府のその始先那破列翁が佛國にて帝國を建設
 する事を喜ばざりしかども那破列翁の勢力追々強大とな
 るに従つて之と同盟するの利益を感ずるは成るべく其
 歡心を失ひざらんと勉めたり之を反して日耳西の佛人は
 その盜權者と認むる那破列翁と英政府との親密なるを喜
 ばざるは依り百方力を盡して其同盟を破らんと欲するの
 情あり就中百里克西なる人は日耳西に在ると三年半とし
 て倫敦に移住し同處の同志會を興て英國女皇帝が佛國へ

來遊する事を就て論じざるが其言語は悪しく那破列翁を
 攻撃したるものなりければ英政府は同盟國者として後
 辱の言語を其國中に公布せざらしめんと決定したり是よ
 り先き千八百五十四年英國宰相羅都爾士比亞は彭爾君
 が其同志者勃尼の埋葬に臨み爲したる演説を就て言て曰
 く或る一人は佛國人民が選んで帝と爲しむる顯著の人と
 對して一身上の争門を事とするが此人は日耳西の人民に
 向ふて英佛同盟の英國の名譽を汚すものなりと云へり彭
 爾君は何等の關係を此事に有するやを知らざれども我が
 英國領内を逃居する者おして若しも我が國人を驚る事を
 説き聞かしむる者あらば余は不日に處分する所あらんと
 するな蓋し是は固より必然なる惡事の書簡なれば忽ち